令和5年4月26日 子ども・若者部 子ども・若者支援課

「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画 ~今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)~」の策定について

1 主旨

令和4年7月20日に開催した第82回地域保健福祉審議会にて報告した「世田谷 区子ども・子育て支援事業計画調整計画」について、令和5年3月に策定したので、以 下のとおり、資料配付する。

2 配布物

・世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画 ~今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)~(令和5年3月策定)

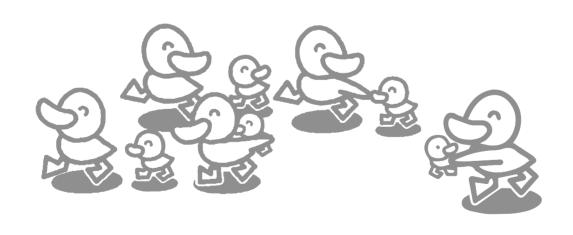
3 その他

本計画については、世田谷区ホームページにおいても公開している。

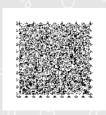
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00197421.html (ページ番号 197421)

世田谷区 子ども・子育て支援事業計画 調整計画

令和5.6年度



令和5年(2023年)3月 世田谷区



はじめに

子どもがいきいきわくわく育つまちの実現に向けて ~子ども・子育て支援事業計画調整計画および 今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)策定にあたり~

23 区で初めて制定した『世田谷区子ども条例』(平成 13 年・2001 年)により、子どもの権利条約に則して、子どもを権利の主体とし、子どもの権利が尊重され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、子どもの人権擁護機関『せたがやホッと子どもサポート』の設置(平成 25 年・2013 年)や『子ども・子育て応援都市宣言』の発布(平成 27 年・2015 年)、『世田谷版ネウボラ』の開始(平成 31 年・2019 年)、区立児童相談所の設置(令和 2 年・2020 年)など、妊娠・出産・育児から学齢期の児童・生徒、若者に至るまで、様々な施策を前進してきました。

3年間を超えるコロナ禍が未だ収束しない中、社会経済状況の見通しがつきにくい状況が生じていますが、私たちには区民の生命と暮らしに責任を持つ自治体として、地域社会を健全に発展させていく使命があります。

とりわけ、子どもや若者たち一人ひとりが生き生きと楽しく元気に輝いていること、失敗しながらも挑んでいけること、そして、あらゆる地域の大人が子どもや若者を温かい目で見守り応援していることが大切であり、個別の支援策にとどまらず、地域社会全体が子どもと若者の応援団になるための政策展開が必要です。

今回の子ども・子育て支援事業計画調整計画では、子どもと若者、子育て家庭への支援の戦略として「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」も併せて定めました。このグランドビジョンにより、子どもや若者、子育て家庭が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do(ど)真ん中」を実現するため、身近な基礎自治体としての理念と役割をしっかりと刻み、すべての区民・事業者とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、これらの課題を積極的に解決します。

調整計画の策定にあたり、お力添えを賜りました区民の皆さんおよび区議会、子どもに関わる支援者・団体等の関係者の皆さん、ティーンエイジ会議やシンポジウムに参加してくださった皆さんに、心より感謝申し上げますとともに、子ども計画に掲げる「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実施に向け、今後も、皆さんの一層のご支援とご協力をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。

令和5年3月

世田谷区長

保坂 展人

目 次

第1章	章 子ども・子育て支援事業:1画調整:1画第定の概要	1
1	子ども・子育て支援事業計画調整計画策定の趣旨	1
2	計画の期間及び位置づけ	2
第2章	章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況、計画の進捗状況・評価	3
1	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果から推測される子育ての状況	3
2	世田谷区の総人口の推移、将来人口推計	8
3	世田谷区の世帯の推移	10
4	世田谷区の子どもと子育て家庭の状況	12
5	保育施設、待機児童の状況	20
6	国や東京都の子ども関連政策の動向	22
7	子ども計画(第2期)後期計画及び子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価	23
8	子ども・子育て会議による評価・検証及び課題抽出	32
第3章	章 今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)	33
第4章	章 子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定の基本的考え方	37
1	目指すべき姿と3つの視点	37
2	4 つの重点政策の更なる取組み	39
第5章	章 需要量見込み及び確保の内容と実施時期	44
1	圏域の設定	44
2	将来人口推計	45
3	需要量見込み及び確保の内容と実施時期	46
第6章	章 資料	5 7

第1章 子ども・子育て支援事業計画調整計画策定の概要

子ども・子育て支援事業計画調整計画策定の趣旨

世田谷区では、子ども施策の基本的な考え方として、令和2年度から令和6年度まで の5年間を計画期間とする「子ども計画(第2期)後期計画」を策定しています。この 計画に内包するかたちで、子ども・子育て支援法に基づいて基礎自治体が定める法定計 画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

この「子ども・子育で支援事業計画」では、幼稚園や保育園等の就学前の子どもが利 用する「教育・保育事業」、ひろば事業(地域子育で支援事業)や一時預かり事業等の 「地域子ども・子育で支援事業」の需要量見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時 期を定めています。

令和2年度以降、育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等、コロナ禍の影響も あり、子どもと子育て家庭をとりまく環境や保護者の働き方が急激に変化しています。 さらに、近年、区における年間の出生数が減少し続けており、今後も、年少人口(O ~ 14歳)の減少が見込まれる等、子ども・子育て政策の背景は大きく変化しています。

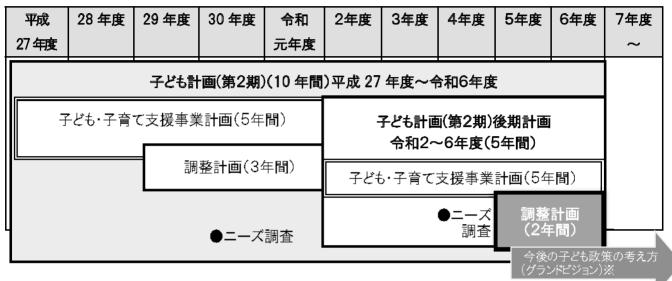
令和4年(2022年)5月に未就学児及び就学児の保護者12,000名を対象に実施し たニーズ調査や利用者へのヒアリングの結果、同年7月の世田谷区将来人口推計、 「子ども計画(第2期)後期計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況 及び評価を踏まえたうえで「子ども・子育て支援事業計画」を見直し、令和5・6年 度を期間とする「子ども・子育て支援事業計画調整計画(以下「調整計画」)」を策 定しました。

今回の調整計画は、単に事業の需要量の見込みと供給体制の確保の内容等を定める だけでなく、子どもや子育て家庭をとりまく環境の急激な変化やコロナ禍の影響によ り新たに生じている課題に迅速に対応し、現在の「子ども計画(第2期)後期計画」 の取組みを一層加速させる必要があるため、「世田谷区未来つながるプラン」と連動 し、次期子ども計画への展望も見据えて、「今後の子ども政策の考え方(グランドビ ジョン)」をあわせて定めます。

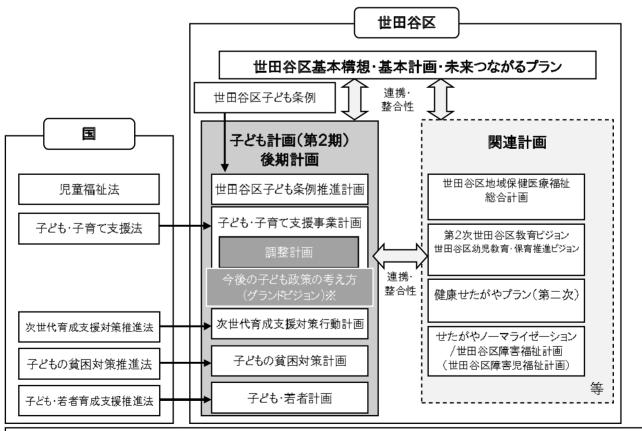
2 計画の期間及び位置づけ

計画期間は、これまでの支援事業計画の終期にあわせて、令和5年度・6年度の2年間とします。

■計画期間■



■計画の位置づけ■



※今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)・・・急激な環境変化やコロナ禍の影響で新たに生じている課題に迅速に対応し、現在の後期計画の取組みを一層加速させるために、次期子ども計画への展望も見据えて示すもの



子ども・子育て家庭を取り巻く状況、 計画の進捗状況・評価

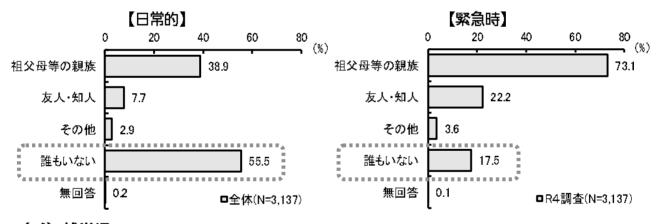
子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果から推測 される子育ての状況

今回のニーズ調査の結果から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、子ども と子育て家庭を取り巻く状況の変化が、以下のとおり、明らかになりました。

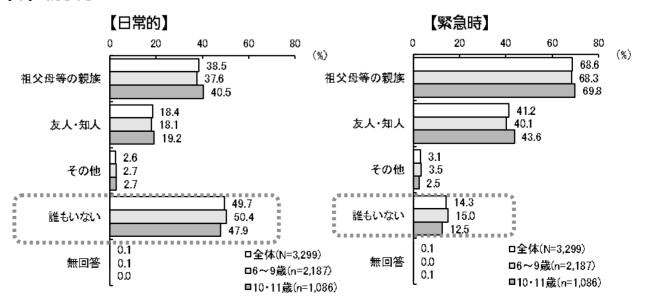
①日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が「誰もいない」との回答が半数(祖父母の同居・近居がない世帯に限ると7割前後)

- •「日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人」が「誰もいない」と回答した割合は、未就学児55.5%、就学児49.7%となっています。
- ・祖父母同居・近居がない世帯に限ると、未就学児76.1%、就学児69.7%。

(ア) 未就学児



(イ) 就学児

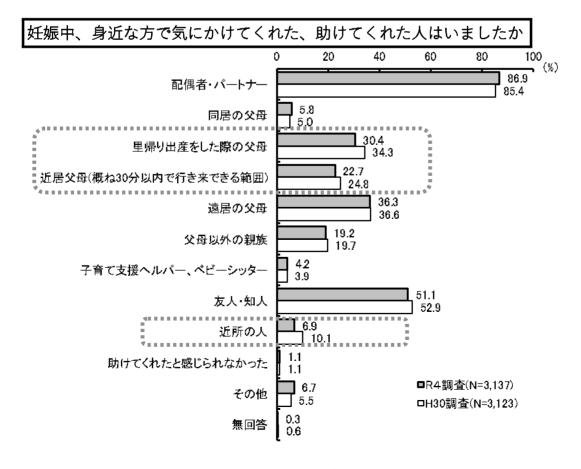


(ア)	(ア)未就学児 [日常的]					【緊急時】 								(%)	
			親族 母等の	友人・知人	その他	誰もいない	無回答				親族母等の	友人・知人	その他	誰もいない	無回答
	全体	(N=3,137)	38.9	7.7	2.9	55.5	0.2		全体	(N=3,137)	73.1	22.2	3.6	17.5	0.1
ᆔᄼᄼᄝᄼ	同·近居両方	(n=158)	87.3	8.2	0.6	12.7	0.0	机公司办	同·近居両方	(n=158)	93.7	21 5	1.3	3.2	0.6
祖父母の 同・近居	同居	(n= 27)	81.5	11.1	0.0	18.5	0.0	祖父母の 同・近居	同居	(n= 27)	92.6	18.5	7.4	3.7	0.0
状況別.■	近居	(n=1,037)	71.9	7.3	3.3	25.4	0.1	状況別	近居	(n=1,037)	95.8	16.5	26	2.6	0.0
W104/15	同・近居なし	(n=1,908)	16.1	7.8	2.9	76.1	0.2	CENTRAL	同・近居なし	(n=1,908)	58.9	25.5	4.2	26.9	0.1

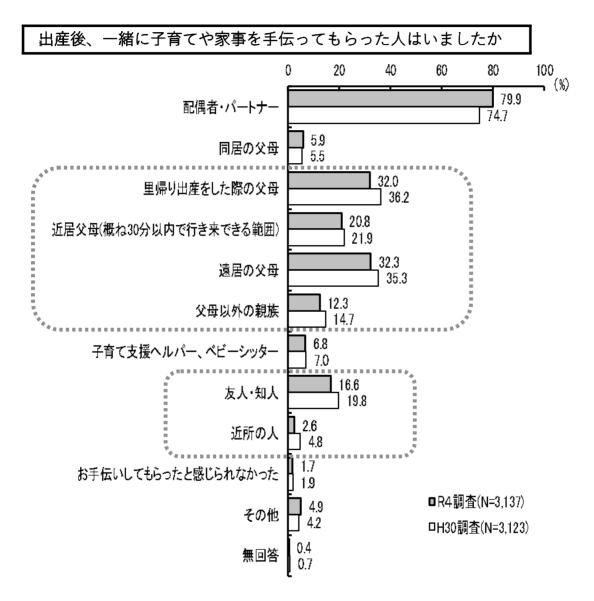
(イ)	就学児	,	【日常	的】			(%)				【緊急	(時】			(%)
			親族 母等の	友人•知人	その他	誰もいない	無回答				親族 母等の	友人 • 知人	その他	誰もいない	無回答
	全体	(N=3, 299)	38. 5	18. 4	2.6	49. 7	0.1		全体	(N=3, 299)	68.6	41.2	3.1	14.3	0.1
センロ か	同・近居両方	(r=208)	90. 4	12.5	2. 4	6.7	0.0	センロ か	同・近居両方	(n=208)	93.8	26.9	2.9	3.8	0.0
祖父母の 同・近居		(n=25)	96. 0	24. 0	0.0	0.0	0.0	祖父母の 同・近居		(r=25)	88.0	28. 0	4.0	12.0	0.0
同・近居 状況別 ☞	近居	(n=1, 113)	72. 2	19. 5	2.0	24.1	0.0	同・近居 状況別	近居	(n=1, 113)	93.7	37.7	1.8	2.9	0.0
ELMWAN.	同・近居なし	(n=1, 944)	12.8	18.5	3. 1	69.7	0.2	CEPROLA	同・近居なし	(n=1, 944)	51.3	45.1	3.9	22.1	0.1

②妊娠中や出産後、周囲の手伝いや声掛けが得にくい状況がある

「妊娠中、身近な方で気にかけてくれた、助けてくれた人」は、「里帰り出産をした際の父母」が30.4%(前回比▲3.9%)、「近居父母」が22.7%(前回比▲2.1%)、「近所の人」が6.9%(前回比▲3.2%)と前回調査より下がっています。



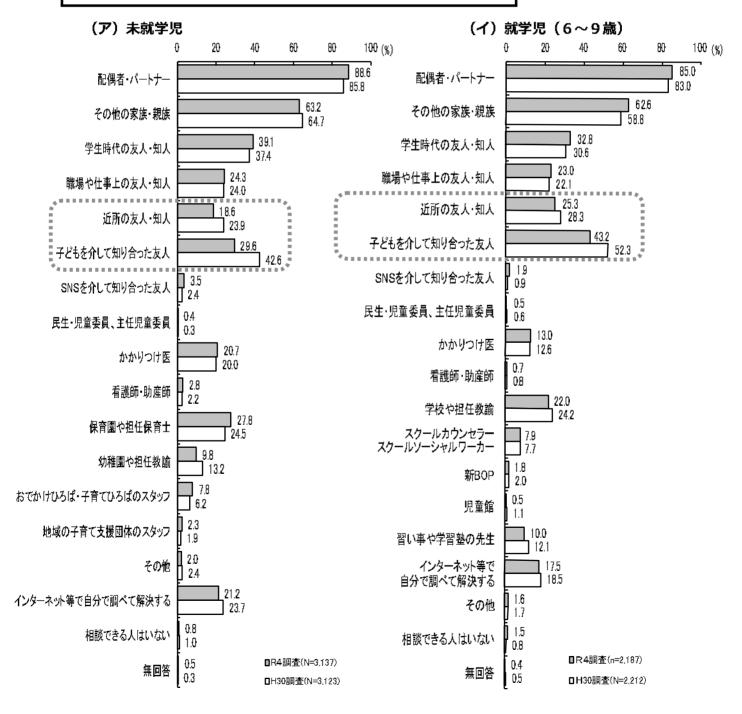
・「出産後、一緒に子育てや家事を手伝ってもらった人」は、「配偶者・パートナー」が79.9%(前回比+5.2%)と上昇した一方、それ以外は、「遠居の父母」が32.3%(前回比▲3.0%)、「里帰り出産をした際の父母」が32.0%(前回比▲4.2%)、「近居父母」が20.8%(前回比▲1.1%)、「父母以外の親族」が12.3%(前回比▲2.4%)と下がっています。また、「友人・知人」が16.6%(前回比▲3.2%)、「近所の人」が2.6%(前回比▲2.2%)となり、いずれも前回調査より下がっています。



③子育ての心配ごとや悩みごとの相談先が少なくなっている

•「子育ての心配ごとや悩みごとの相談先」は、「配偶者・パートナー」と答えた割合は未就学児88.6%(前回比+2.8%)、就学児85.0%(前回比+2.0%)と大きな変化はないものの、「近所の友人・知人」が未就学児18.6%(前回比▲5.3%)、就学児25.3%(前回比▲3.0%)、「子どもを介して知り合った友人」が未就学児29.6%(前回比▲13.0%)、就学児43.2%(前回比▲9.1%)、となっており、いずれも前回調査より下がっています。

子育てに心配ごとや悩みごとがある時、誰に相談しますか



④「子育てが辛い」と感じる保護者ほど、子育ての心配ごとや悩みごとの 相談先の数が少ない傾向がある

- ・子育ての心配ごとや悩みごとの相談先の数は、未就学児は「3・4個」が 41.3% で最も多く、2個以下の人は29.6%となっています。就学児は「3・4個」が39.9% で最も多く、2個以下の人は34.2%となっています。
- 「子育でが楽しいと感じるか」という設問とクロス集計をかけたところ、未就学児の 保護者で「子育てが辛い(「どちらかというと辛いと感じることが多い」、「とても辛 い」の合計)」と感じているほど、相談先が2個以下と少ない割合が高くなっており、 特に「とても辛い」と回答している保護者は「相談先なし」が20%を超えています。 また、就学児の保護者も「子育てが辛い(「どちらかというと辛いと感じることが多 い」、「とても辛い」の合計)」と感じているほど、相談先が2個以下と少ない割合が 高くなっています。

子育ての心配ごとや悩みごとの相談先数(子育てを楽しく感じるか別)

(ア)未就学児	(%)
	(70)

	214090-3-70									(%)
			相談先なし	1 2 個	3 • 個	5 6 個	7 • 個	9 10 個	11個以上	無回答
全	体	(N=3, 137)	0.8	28.8	41.3	21.2	6.4	1.0	0.1	0.5
子	とても楽しいと感じることが 多 い	(n=1, 132)	0.4	23.8	42.0	24.0	8.0	1.3	0.2	0.3
育て	どちらかというと楽しいと感じることが多い	(n=1, 381)	0.3	29.8	41.3	21.4	6.2	0.9	0.0	0.1
が 楽	楽しい感じることと辛いと感じることが同じくらい	(n= 477)	1.7	35.8	40.9	16.4	4.4	0.6	0.0	0.2
しい	どちらかというと辛いと感じる こ と が 多 い	(n= 106)	1.9	40.6	39.6	14.2	3.8	0.0	0.0	0.0
か	とても辛い	(n= 19)	21.1	31.6	26.3	10.5	0.0	10.5	0.0	0.0

(イ) 就学児

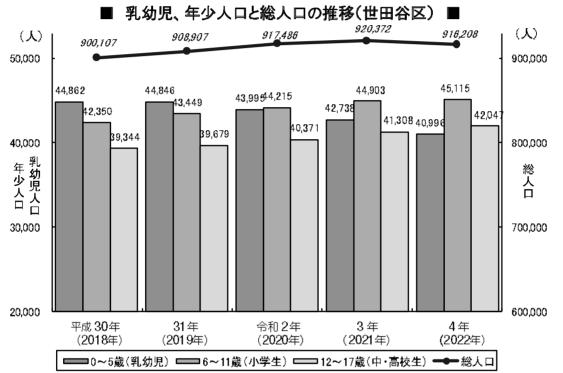
1)	机子汽									(%)
			相談先なし	1 · 但	3 • 個	5 6 個	7 • 個	9 10 個	11個以上	無回答
全	体	(N=3, 299)	1.5	32.7	39.9	18.8	5.3	1.3	0.2	0.4
子	とても楽しいと感じることが 多 い	(n= 900)	0.8	31.0	39.4	19.7	6.8	1.8	0.2	0.3
育て	どちらかというと楽しいと感じることが多い	(n=1, 617)	0.9	31.1	42.4	19.4	4.8	1.2	0.1	0.1
が 楽	楽しい感じることと辛いと感じることが同じくらい	(n= 622)	2.7	36.7	37.6	16.9	4.7	0.6	0.5	0.3
しい	どちらかというと辛いと感じる こ と が 多 い	(n= 119)	6.7	46.2	23.5	16.8	5.9	0.8	0.0	0.0
か	とても辛い	(n= 22)	9.1	45.5	22.7	13.6	0.0	9.1	0.0	0.0

2 世田谷区の総人口の推移、将来人口推計

(1)乳幼児、年少人口と総人口の推移(各年1月1日現在)

区の総人口・児童人口(O~11歳)ともに増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響もあり、令和3年に増加が鈍り、令和4年には、減少に転じました。

年代別では、これまで 0~5 歳人口(乳幼児)の増加が顕著でしたが、ここ数年、減少に転じており、総人口の傾向と同様に、減少幅が増加しました。



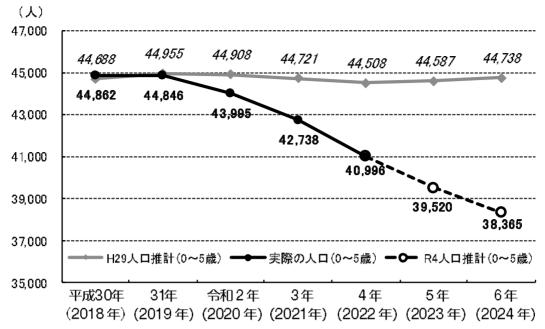
資料:保健福祉総合事業概要(外国人含む)(各年1月1日現在)

(2) 平成29年と令和4年の将来人口推計(0-5歳、6-11歳)

○~5歳の人口について平成 29 年人口推計値(前回計画策定時)は、令和6年まで 45,000 人程度で推移すると推計していました。しかし、実際の人口は、令和2年 43,995 人(推計値より約 1,000 人減)、令和3年 42,738 人(推計値より約 2,000人減)、令和4年 40,996 人(推計値より約 3,500人減)となりました。

令和4年人口推計値では、出生数の減少と生産年齢人口の転出超過の傾向もあり、 令和6年には、38,365人となる見込みです。その後も、減少傾向は継続する見込みで、 10年後の令和14年には、35,000人前後となり、その後も、同水準で推移する見 込みです。

■平成 29 年(2017 年)人口推計値と実人口、令和 4 年(2022 年)人口推計値(0~5歳)(世田谷区)■

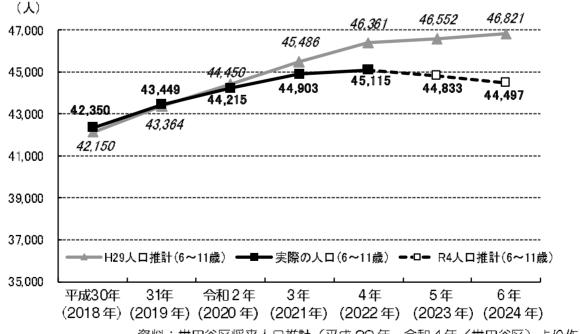


資料:世田谷区将来人□推計(平成29年、令和4年/世田谷区)より作成

6~11歳の人口について平成29年人口推計値(前回計画策定時)は、令和4年まで毎年約1,000人増加し、それ以降も、増加すると推計していました。しかし、令和2年44,215人(推計値より約200人減)、令和3年44,903人(推計値より約600人減)、令和4年45,115人(推計値より約1,200人減)となりました。

令和4年人口推計値では、徐々に減少に転じ、令和6年には、44,497 人となる見込みです。10 年後の令和 14 年には、36,000 人前後となり、その後は、35,000 人前後で推移する見込みです。

■平成29年(2017年)人口推計値と実人口、令和4年(2022年)人口推計値(6~11歳)(世田谷区)■



資料:世田谷区将来人口推計(平成29年、令和4年/世田谷区)より作成

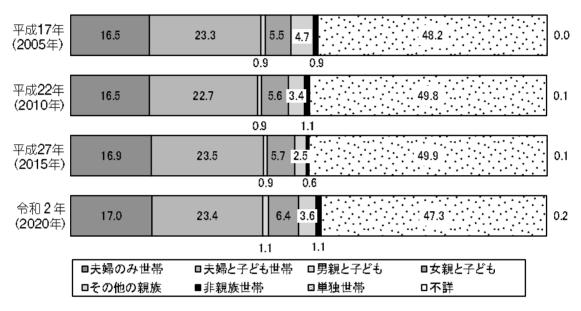
3

世田谷区の世帯の推移

(1)世帯構成の推移

区の世帯構成は、令和2年国勢調査では「単独世帯」が 47.3%で最も多く、「夫婦と子ども世帯」が 23.4%、「夫婦のみ世帯」が 17.0%、「女親と子ども」が 6.4%で続いています。 平成 27年と比較すると、「単独世帯」の割合は低下し、「女親と子ども」の割合が高くなっています。

■ 世帯構成の推移(世田谷区) ■



資料:国勢調査(平成17年、22年、27年、令和2年)

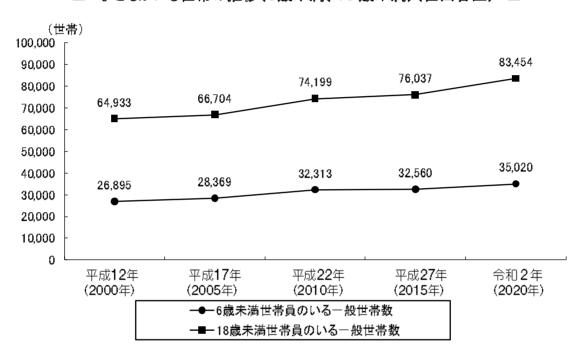
世帯の種類は、「一般世帯」と「施設等の世帯」と区分があります。 世帯の家族類型は、「一般世帯」をその世帯員の世帯主との続き柄により、「Aー親族のみの世帯」、「Bー非親族を含む世帯」、「Cー単独世帯」、「世帯の家族類型「不詳」」と区分しています。また、「Aー親族のみの世帯」は、「ア 核家族世帯」と「イ 核家族以外の世帯」に区分され、「ア 核家族世帯」では、「(1)夫婦のみの世帯」、「(2)夫婦と子供から成る世帯」、「(3)男親と子供から成る世帯」、「(4)女親と子供から成る世帯」に区分されています。

(2) 子どもがいる世帯の推移(6歳未満、18歳未満)

区の子どもがいる世帯は増加傾向にあります。

令和2年国勢調査では、18 歳未満世帯員のいる一般世帯数は83,454 世帯、うち6歳未満のいる一般世帯数は35,020 世帯となっています。

■ 子どもがいる世帯の推移(6歳未満、18歳未満)(世田谷区) ■



資料: 国勢調査(平成12年、17年、22年、27年、令和2年)

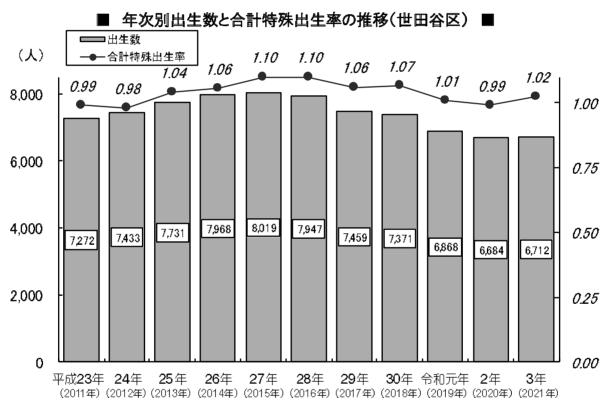


世田谷区の子どもと子育て家庭の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

区の出生数及び合計特殊出生率は、ともに増加傾向にありましたが、平成 28 年から減少傾向にあり、令和3年の出生数は6,712人、合計特殊出生率は1.02(国1.30、東京都1.08)となっています。

全国の出生数は平成28年に100万人を割り込んでから減少し続け、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和3年には81万1,662人となっています。また、合計特殊出生率は、平成27年の1.45から低下傾向にあり、令和3年は1.30となっています。さらに、東京都の出生数、合計特殊出生率も平成27年から減少傾向にあり、国や東京都ともに、出生率・出生数の減少傾向に南止めがかからない状況です。



資料:保健福祉総合事業概要をもとに作成(各年10月1日)

	平成22年 (2010年)	23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)
出生数(人)	1,071,305	1,050,807	1,037,232	1,029,817	1,003,609	1,005,721
合計特殊出生率	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45

<参考: 年次別出生数と合計特殊出生率の推移(全国)>

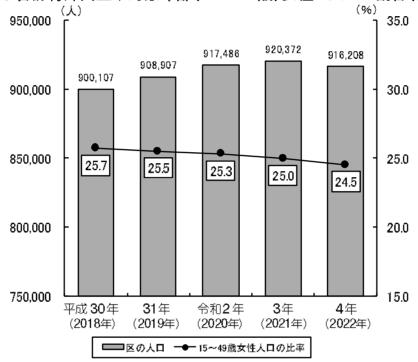
	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)
出生数(人)	977,242	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622
合計特殊出生率	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

資料:人□動態統計

(2) 合計特殊出生率対象年齢(15~49歳)女性の人口の割合

合計特殊出生率の対象である 15~49 歳女性の区の総人口に占める割合は、低下傾向にあり、令和4年は 24.5%(全国平均 19.4%)となっており、今後、女性人口の減少が下げ止まらない場合、その影響により出生数の減少が継続する可能性があります。

■ 人口及び合計特殊出生率対象年齢(15~49歳)女性の人口の割合(世田谷区) ■



資料:世田谷区住民基本台帳(各年1月1日)から作成

<参考:人口及び合計特殊出生率対象年齢(15~49歳)女性の人口の割合(全国)>

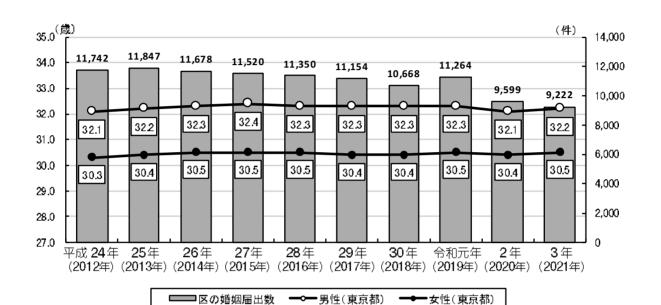
	平成30年 (2018年)	31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	3年 (2021年)	4年 (2022年)
総人口(万人)	12,653	12,623	12,596	12,541	12,519
15~49歳女性人口の割合(%)	20.2	20.0	19.8	19.6	19.4

資料:総務省統計局「人口推計」(各年4月1日現在)

(3) 婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移

減少傾向にあった区の婚姻届出件数は、全国と同様の傾向にあり、令和元年には増加しましたが、令和2年から急激に減少し、令和3年は9,222件となっています。東京都の令和3年の女性の平均初婚年齢は30.5歳で、平成27年以降、ほぼ横ばい傾向です。

■ 婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移(世田谷区・東京都) ■



資料:人口動態統計、世田谷区統計書

<参考:婚姻件数の推移及び初婚年齢の推移(全国)>

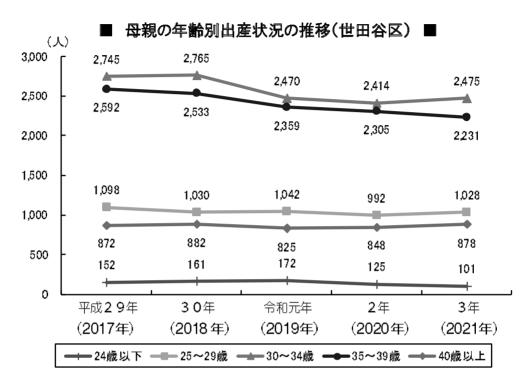
		平成24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)	28年 (2016年)
婚姻件劉	数(件)	661,898	668,870	643,783	635,225	620,707
平均初婚	男性	30.8	30.9	31.1	31.1	31.1
年齢(歳)	女性	29.2	29.3	29.4	29.4	29.4

		29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)
婚姻件夠	婚姻件数(件)		586,481	599,007	525,507	501,138
平均初婚	男性	31.1	31.1	31.2	31.0	31.0
年齢(歳)	女性	29.4	29.4	29.6	29.4	29.5

資料:人口動態統計

(4) 母親の年齢別出産状況の推移

令和3年の母親の年齢別出産状況は、30~34歳で出生した母親が最も多く、続いて、35~39歳、25~29歳となっており、ともに減少傾向です。また、全国では、世田谷区と同様に、30~34歳で出生した母親が最も多くなっていますが、続いて25~29歳、35~39歳となっています。



資料:保健福祉総合事業概要をもとに作成

<参考:母親の年齢別出産状況の推移(全国)>

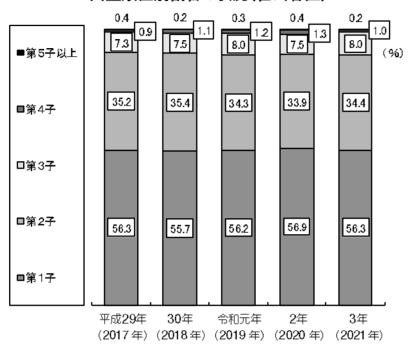
		平成29年 (2017年)	30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)
出生	総数(人)	946,146	918,400	865,239	840,835	811,622
	24歳以下	89,172	85,801	79,874	73,699	65,438
	25~29歳	240,959	233,754	220,933	217,804	210,433
年齢(歳)	30~34歳	345,441	334,906	312,582	303,436	292,439
	35~39歳	216,954	211,021	201,010	196,321	193,177
	40歳以上	53,620	52,917	50,840	49,575	50,134

資料:人口動態統計

(5) 出生順位別割合の状況

令和3年の出生順位別割合の状況は、第1子が全体出生数の 56.3%となっており、 第2子の割合は 34.4%と減少傾向にあり、家族内の子どもの数が減少しています。 また、第1子の割合は、全国よりも高くなっています。

■ 出生順位別割合の状況(世田谷区) ■



資料:保健福祉総合事業概要をもとに作成

<参考: 出生順位別割合の状況(全国)>

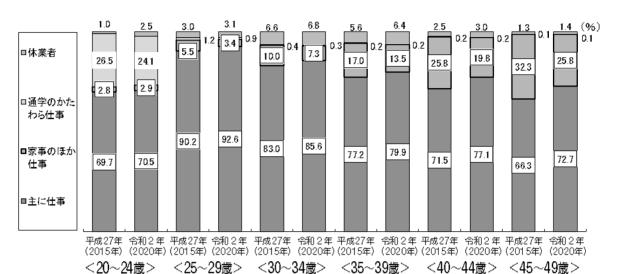
		平成29年 (2017年)	_	令和元年 (2019年)	2年 (2020年)	3年 (2021年)
出生総数(人)		946,146	918,400	865,239	840,835	811,622
割合(%)	第1子	46.4	46.4	46.3	46.7	45.9
	第2子	36.9	36.8	36.5	36.2	36.3
	第3子以上	16.7	16.8	17.2	17.1	17.8

資料:人口動態統計

(6) 女性(20~49歳)の就業状況

区における女性(20~49歳)の就業状況の割合をみると、25~29歳は平成27年、令和2年ともに「主に仕事」が90%以上となっています。30~34歳、35~39歳、40~44歳、45~49歳は、平成27年から令和2年にかけて、「家事のほか仕事」の割合が低下し、「主に仕事」の割合が高くなっています。

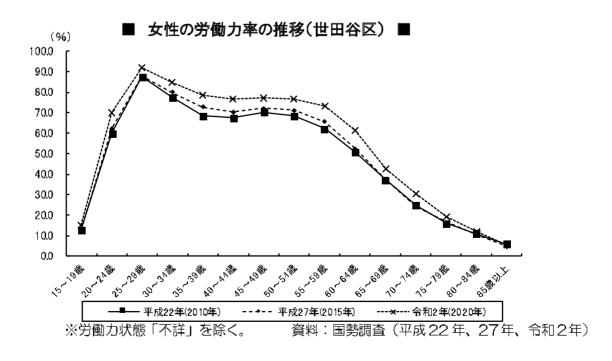
■ 女性(20~49歳)の就業状況の割合(世田谷区) ■



資料:国勢調査(平成27年、令和2年)

(7)女性の労働力率の推移

区の女性の労働力率について、すべての年齢層で上昇傾向にあり、30~34歳、35~39歳のいわゆるM字の底の労働力率も上昇しています。

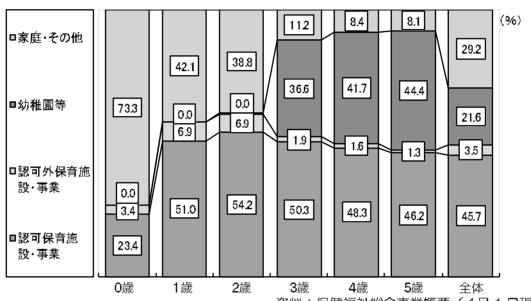


(8)乳幼児の養育状況

令和4年の乳幼児の養育状況について、3~5歳児の9割程度が保育所や幼稚園を利用している一方、0~2歳児は家庭養育の割合が比較的高く、特に0歳児の73.3%が家庭で養育されています。

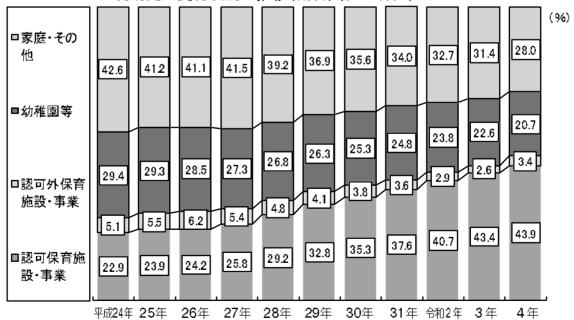
1歳児及び2歳児は年々家庭での養育の割合が減り、保育所等の利用が増える傾向がありますが、0歳児の養育状況の変化はあまりみられません。3歳児、4歳児、5歳児は、年々、家庭での養育や幼稚園の割合が減り、保育所等の割合が増える傾向があります。

■ 養育状況(令和4年)(世田谷区) ■



資料:保健福祉総合事業概要(4月1日現在)

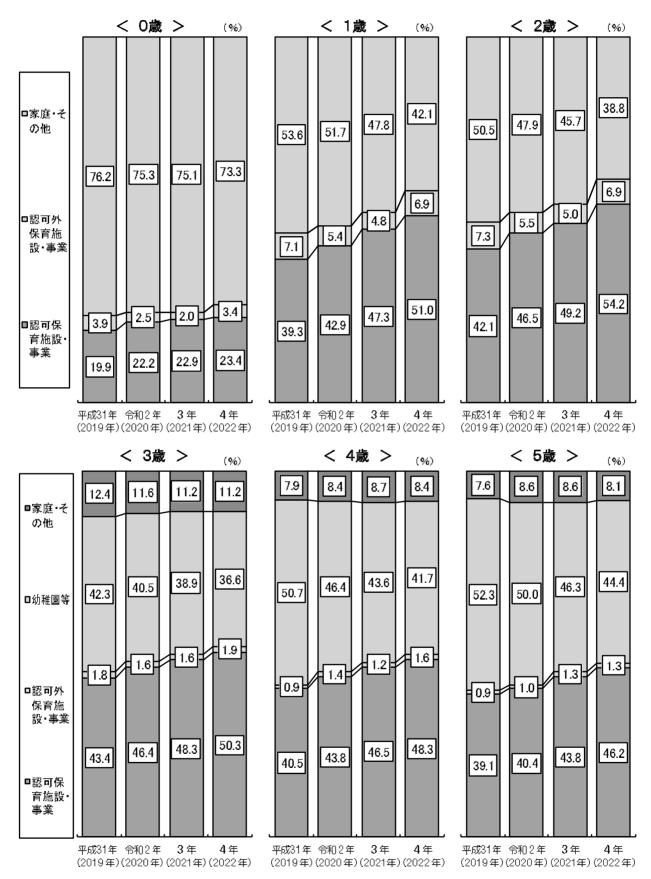
■ 乳幼児の養育状況の推移(割合)(世田谷区) ■



(2012年)(2013年)(2014年)(2015年)(2016年)(2017年)(2018年)(2019年)(2020年)(2021年)(2022年)

資料:保健福祉総合事業概要をもとに作成(各年4月1日現在)

■ 乳幼児の養育状況の推移(0~5歳)(世田谷区) ■



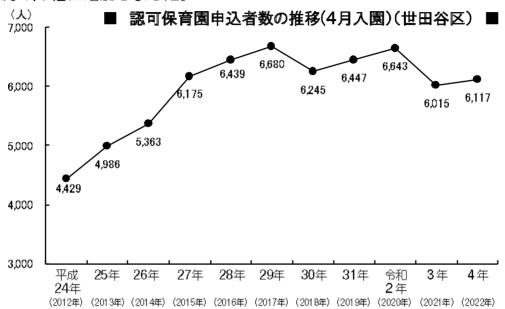
資料:保健福祉総合事業概要をもとに作成(各年4月1日現在)

5

保育施設、待機児童の状況

(1) 認可保育園の申込者数

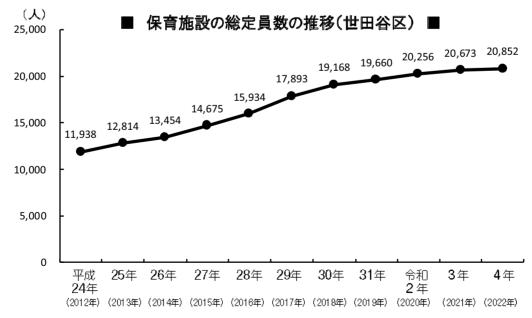
区の認可保育園への4月入園の申込者数は、令和3年6,015人から令和4年は6,117人と増加に転じています。平成24年4,429人から令和4年6,117人と10年間で約1.4倍に増加しました。



資料:世田谷区ホームページ「保育の統計資料」より作成

(2) 保育施設の定員数

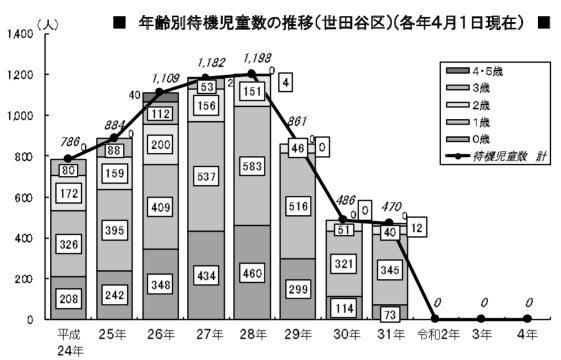
区の保育施設の定員数は、平成 24 年 11,938 人から令和 4年 20,852 人となり、10 年間で約 1.75 倍に拡充しました。



資料:「保育待機児童等の状況について(令和4年4月1日現在)」より作成

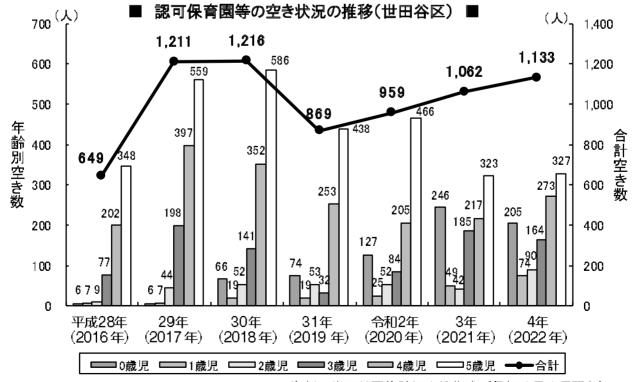
(3) 保育待機児童数の推移、認可保育園等の空き状況の推移

令和2年以降、区の保育待機児童は0となっています。一方で、これまでも5歳児の空きは新規園の開園に伴い発生していましたが、特に令和3年は0歳児の空きが増大し、一部の私立保育園等の運営に影響を及ぼす状況となっています(令和3年、4年共に年度途中入園が進み、9月時点で0歳児の空きはほぼ解消されています)。



(2012年) (2013年) (2014年) (2015年) (2016年) (2017年) (2018年) (2019年) (2020年) (2021年) (2022年)

資料:世田谷区ホームページ「保育の統計資料」より作成



資料:世田谷区集計により作成(各年4月1日現在)

6

国や東京都の子ども関連政策の動向

国は、令和3年(2021年)12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しています。基本方針では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに対する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするため、新たな司令塔として、令和5年(2023年)4月の「こども家庭庁」設置を予定しています。また、子どもの権利を守るための理念などを規定する「こども基本法」の施行が予定されています。

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを趣旨とし、令和6年(2024年)4月1日に「児童福祉法」等の一部改正が予定されています。 なお、市町村による包括的な支援のための体制の強化等について、市町村は、子ど も家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの見直しによる「こども家庭セン ター」の設置に努めることなどが示されています。

東京都は、令和3年(2021年)4月に「東京都こども基本条例」を施行しています。この条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を優先することを理念として掲げ、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めています。また、条例が成立・施行したことを受け、東京都の関係各局で子どもに関する施策を連携して推進するため、令和4年(2022年)4月に「子供・子育て施策推進本部」の下に、関係22局で構成する「施策推進連携部会」を設置しています。

7 子ども計画(第2期)後期計画及び 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価

(1)子ども計画(第2期)後期計画に掲げる主な取組みの進捗状況・評価

重点政策1 子ともが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます

∅子どもの権利擁護・意識の醸成

- ・子ども条例のパンフレットについて、子ども・子育て会議、児童館や青少年交流センターでの子どもへのヒアリングでの意見を反映した改訂を行い、区内の子ども・子育て関連施設にも配布先を拡大する等、啓発活動を充実しました。
- •「せたがやホッと子どもサポート」について、区内の小中学校及び高校の全生徒向けに啓発物を配布するとともに、要望のあった区内小中学校には、「せたがやホッと子どもサポート」の委員が子どもの権利についての出前授業を実施し、子どもに向けて啓発活動を実施しました。さらに、活動報告を動画により広く配信することで、子どもに関わる大人への啓発活動にも取り組みました。引き続き、周知・啓発活動を通じて、子どもが持っている権利への子どもの理解を深めるとともに、保護者や子どもに関わる大人の理解の促進に努め、国の「こども基本法」の施行も見据え、子どもの権利が守られる地域社会づくりを進める必要があります。

◇幼児教育・保育施設における人権研修の実施

・幼児教育・保育施設を対象に、子どもの人権・権利に関する研修を実施するとともに、 全体で理解が進むように、動画を配信し、周知に取り組みました。また、令和3年度 から、区立保育園で人権チェックシートを導入するとともに、私立保育園へも活用を 促し、子どもの人権について、職員一人ひとりが自分の保育を見つめ直し、クラス間 や園全体で定期的に振り返り保育を語り合う機会を設けました。今後は、子どもの人 権に配慮した保育について、施設全体への啓発の継続が課題になっています。

∞学校における居場所づくりと人権研修の実施

・各学校においても、全ての児童・生徒が互いを認め、心の通う望ましい人間関係を育むために、日々の授業や道徳教育、体験活動、学校行事等を充実させるとともに、「学校生活アンケート」や「Q-U (Questionnaire-Utilities)調査」等を実施・分析し、児童・生徒にとって安心感のある居場所づくりを行いました。また、「せたがやホッと子どもサポート」と協働した取組みや、教育相談員・スクールカウンセラー等と子どもの人権擁護機関との連絡会の実施など、関係機関との連携・協力体制を推進し、子どもの人権侵害について、同一の方針で指導・対応を行いました。さらに、各学校で年間3回の「いじめに関する研修」、各学校の人権教育担当教員を対象とした年間3回の人権教育研修、教育委員会が主催するあらゆる研修の最後に設定する短時間の服務研修など、子どもの人権を大切にした指導について様々な場面で繰り返し研修を行い、教職員の人権意識の向上に取り組みました。

∞児童館による地区ごとの地域資源開発

・地域で日頃から子どもと関わる大人が、より身近な環境で子どもの活動を見守ることができるよう、児童館を中心とした地区の相談支援や見守りネットワークを構築し、その中核的役割を果たせるよう、社会福祉協議会や地域子育て支援コーディネーターとの会議を定期的に開催し、地域資源開発に取り組むことで、地域の協力を得ながら、大人が子どもを見守り、成長を支える地域づくりを進めました。

∞児童館や青少年交流センター等での取組み

・コロナ禍の影響により、子どもや若者の主体的な活動や地域・社会への参加・参画の 取組みに影響がありましたが、意見箱やアンケート等により、子ども・若者の意見を 取り入れた事業の実施や青少年交流センターと児童館との合同事業の実施等、主体的 に活動する場や機会を設けました。また、オンラインによる活動にも取り組むことに より、若者がより主体的に参加するための活動の機会の創出や地域ネットワークを広 げることができました。さらに、青少年交流センターでは、日々の運営で、ユースワ ーカーがロビーワークを通じて信頼関係を構築し、意見・声を受け止める等、安心し て話せる環境を整えました。加えて、青少年交流センターの若者運営委員会や子ど も・青少年協議会において、若者を登用することにより、子ども・若者の地域・社会 への参加・参画を推進しました。

∞幼児教育・保育施設職員への支援・研修、医療的ケア児の保育

・療育機関と連携し、各施設の職員向けに巡回指導や研修を実施しました。障害のある子どもや配慮が必要な子どもへの関わり方をはじめとして、専門的な知識・技能の支援を行いました。また、医療的ケアが必要な子どもの受け入れを区立保育園の指定保育園4園で行い、保育園と医療機関、区が連携して安心・安全な保育を実施しました。区立幼稚園等では、令和4年度から医療的ケアが必要な子どもが在籍する園に看護師を配置しました。乳幼児期から、学童期へのスムーズな連携が地域の中で行われるように見通しを持って進めていくことが課題となっています。また、障害児の受け入れを行う私立幼稚園に対する助成範囲の拡充等もすすめており、さらなる支援の充実に取り組みます。

∞発達障害相談・療育センター「げんき」の運営及び多様な居場所の確保

・発達障害相談・療育センター「げんき」は、発達障害支援の中核的拠点として相談や療育、保護者支援、地域の人材育成(研修会、巡回支援)などを実施し支援の充実に取り組みました。また、児童発達支援や放課後等デイサービス等障害児通所施設の整備を進め、自己肯定感を高めることができる多様な居場所の確保に努めました。

∞配慮が必要な子どもへの学校における環境整備

・配慮を要する児童・生徒の増加に伴い、人的支援のニーズは依然高いことから、学校 生活サポーターを適切に配置し、合理的配慮の提供を実施しました。また、「特別支 援学級」について、令和3年(2021年)4月に「自閉症・情緒障害特別支援学級」 を3校開設するとともに、全区的な需要が増加している状況を踏まえ、令和4年度に 旭小学校に開設しました。

∞生活困難を抱える子どもに対する居場所づくりの充実

・生活困窮世帯等の中学生を対象に、居場所提供、学習・生活支援、保護者を含む相談 支援を実施する、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」 を令和3年(2021年)8月より開始し、居場所の充実を図りました。

√ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援

•子ども家庭支援センター・児童相談支援課の職員や福祉サービス事業の従事者向けに、ヤングケアラー支援についての個別講座を行いました。また、青少年地区委員会・補導連絡会合同研修会においては講演と当事者・体験者の若者2名による対談を動画にし、YouTube で一般公開しました。今後は令和4年度ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、庁内連絡会等で支援の検討を進めていきます。

∞学校における学習支援事業の充実による多様な居場所の確保

 多様な学びの場や居場所の確保に向けて、NPO 法人と協働でオンラインでの不登校 児童・生徒支援事業のモデル実施や別室登校の支援を目的とした学校生活サポーター のモデル的配置(5校)、不登校特例校分教室「ねいろ」を令和4年(2022年)4月 に開設しました。

参教育・保育内容の質の向上に向けた取組み

・保育所保育指針のもと、「世田谷区保育の質ガイドライン」を具体化し、世田谷区が 目指す「子ども中心の保育」の様々な研修を実施しました。また、区内の全ての教育・ 保育の関係者が、施設の種別を問わず共有すべき基本的な方針を明確にし、実践の充 実を図っていくためのツールとして、乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会にて 意見交換や情報共有を行い、ワークショップ等で話し合いや確認を重ね、「世田谷区 教育・保育実践コンパス」を作成しました。さらに、令和3年(2021年)12月に 開設した教育総合センター内に乳幼児期の教育・保育の推進拠点として「乳幼児教育 支援センター」を設置しました。乳幼児教育支援センターを中心に、教育・保育関係 者の指導力・専門性の向上のための研修や、「学び舎」を活用した公私立幼稚園・保 育所等の連携や保・幼・小の連携の促進等に向けた取組みを進めています。

≪外遊び環境の整備と外遊び推進のための関係機関との協働

•プレーパークや砧・多摩川あそび村、プレーリヤカーや外遊び推進員の活動により、 外遊びの空白地域がないよう環境を整備しました。また、砧地域のプレーパーク設置 に向けて、候補地での活動回数を増やし、地域住民や公園利用者へ意見を聞くための ワークショップの開催やアンケートを実施し、周知活動を行いました。活動団体と協 働し、全区ネットワーク会議を実施し、区民、地域、団体、関係機関等とのネットワークの構築を進めました。さらに、外遊び推進員による人や団体を繋げる取組みを進め、子どもの理解を深め、身近な場所で遊ぶ環境づくりを行いました。あわせて、児童館を利用する子どもを対象に遊びの調査を行い、地域の課題を抽出し、地域や児童館と共有しました。

重点政策2 妊娠期から地域の中で子育でを楽しめるよう了育て家庭を支えます

∞児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化と機能強化

•児童館では、地区ごとに、社会福祉協議会や地域子育て支援コーディネーターと連携 し、見守りネットワークの構築に向けた取組みを開始しました。また、子ども家庭支 援センターや児童相談所等の関係機関と連携しながら、ソーシャルワーク研修をはじ めとする各種研修を通じて、児童館職員のスキルアップに取り組みました。各児童館 が、サポーターの講座を行う等、地区の見守りの構築に取り組みました。

∞保育園における子育で相談支援の拡充

• 一時保育や地域の子育て世帯を対象とした事業等において、当事者主体の支援を念頭に置き、各園が特性を生かした子育で支援を行っています。事例によっては、保育園が核となり、相談者の課題解決に向けた支援の中心的役割を担い、関係機関とのネットワークを構築しています。今後は、日常保育の様々な機会を捉えた相談・助言や関係機関との連携など、保育園における福祉的役割をより充実させていきます。

∞妊娠期から地域につながる取組みの推進

- ・各地域のネウボラ・チームと地域子育で支援コーディネーターは、定例的な連絡会等での情報共有や顔の見える関係を構築し、個別ケース等についても、必要に応じ連携を図りました。妊娠期から就学前までの子育でに関する必要な情報をまとめたガイドブック「せたがや子育で応援ブック」を妊娠届出時や転入時等に配付し、すべての妊婦や子育で家庭へ必要な情報が確実に届くよう努めました。さらに、子育でを地域全体で応援する気運醸成を図る世田谷版WEラブ赤ちゃんプロジェクトや、赤ちゃんの存在を実感し、理解する機会をつくるための乳幼児ふれあい体験の実施を通じて、子育で家庭を地域全体であたたかく見守る社会の実現に取り組みました。
- 医療機関との顔の見える関係構築を目指し、毎年度、産科医療機関への訪問等を重ねていましたが、コロナ禍の影響により、電話による情報交換を実施し、連携の確認を行いました。加えて、地域の子育で活動への巡回に代えて、地域毎に連絡会を実施し、地域子育で支援コーディネーター等との連携体制を継続しました。また、ネウボラ・チームによる妊娠期面接における「せたがや子育で利用券」の直接配布を令和2年度からは、産後の転入者や里親、妊娠中に妊娠期面接を受けていなかった産婦等も利用できる制度にしました。

∞ 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援・サービスの充実

- •児童福祉司〇Bによる子ども家庭支援センターへの個別ケースに係る助言のほか、計画的・体系的な人材育成を図る観点から、子ども家庭支援センター新任・横転職員、中堅職員、係長、課長級などを対象とした研修を実施しました。また、一部の研修について、一元的な運用が適切に実施できるよう、子ども家庭支援センターと児童相談所とが合同で研修を実施し、理念の共有と共通認識の醸成を図りました。さらに、法的及び医学的な知見を要するケースについて、弁護士や精神科医による助言を受けられるよう子ども家庭支援センター向けの職員相談を実施しました。
- ・養育困難や虐待危惧のある家庭を対象に、子ども家庭支援センターのアセスメントに 基づき利用するショートステイ事業は、支援シートを用いたことで調整会議での支援 方針の確認やモニタリングを適切に行いました。また、令和3年度から委託先を1か 所増やし、これまで利用しにくかった地域からの利用に繋げることができました。
- ・妊娠期から1歳未満の子どもを育てる家庭に対し、出産前又は出産後の生活において支援が必要と認められる妊産婦、また、多胎妊婦及び多胎児を育てる家庭を対象に、日常生活を支援する者が家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図りました。総合支所健康づくり課では、乳児期家庭訪問、乳幼児健診等において、対象者全員の状況を把握し、育児不安等を早期に発見し対応しています。アウトリーチ型の訪問支援事業が必要な家庭には、子ども家庭支援課と連携し、さんさんプラスサポートや、養育支援等ホームヘルパー訪問事業等へ繋ぎました。
- ・養育支援等ホームヘルパー訪問事業は、家庭養育を支えるための事業であり、当初の 見込みより実績が上回りましたが、委託事業者が増えたことにより必要な支援を提供 することができました。
- 乳児期の虐待を予防する産後ケア事業は、未熟児等で入院期間が長かった場合には産後4か月以降についても利用できるよう体制を整えました。また、女性に対する暴力スクリーニング尺度の使用や産後1年未満の母を対象にオンライン相談を実施するなど、支援の充実と児童虐待のリスクの早期発見に努めました。
- 子どもの配食事業について、保護者の疾病やコロナ禍の影響による収入減で生活困難 な状況にある家庭も対象にし、必要な支援につなげる機会としました。食の支援サポーター派遣事業は、子ども家庭支援センターや各関係機関の会合等で事業の周知を図ったことで、新規相談件数が増加しました。

重点政策3 基盤の整備と質の確保・向上個より子と思る子育可家庭を受えます

◆子育て家庭のニーズに沿った教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤の整備

・令和2年度以降、区政の重点課題であった保育待機児童の解消が実現する一方で、就 学前人口の減少等により、令和3年度から既存の保育施設の欠員増(特に0歳児)が 顕在化しています。その対応として、区立保育園の定員調整や定員の弾力化解消に取 り組み、令和4年(2022年)4月の認可保育園等の0歳児の欠員数は減少しました。 今後も保育需要を見定めながら、保育待機児童ゼロを継続するとともに保育定員の適 正化を図ります。

- ・区立幼稚園では、令和2年(2020年)4月に区立塚戸幼稚園の跡地に公私連携の幼保連携型認定こども園を開設しました。また、未就学児人口の減少や保育待機児童の解消、区立幼稚園の入園者の大幅な減少等の乳幼児教育・保育施設をめぐる状況の変化解を踏まえ、平成26年(2014年)8月に策定した「区立幼稚園用途転換等計画」の見直し及び今後の区立幼稚園・認定こども園のあり方の方向性を整理しました。
- ・私立幼稚園では、保護者の就労状況の変化等を捉え、保育時間の拡充に取り組みました。令和2年度以降に新たに5園で預かり保育を開始し、令和4年度は42園が実施しています。
- ・私立保育園及び認定こども園で実施する一時預かり事業について、利用要件緩和の検討を行い、令和4年(2022年)4月から利用要件に「子育て不安や育児疲れにより、保護者が必要とするとき」を追加するとともに、区立保育園でも、一時保育の定員拡充及び併設ひろば3園(守山保育園については令和4年(2022年)7月開始)で、保護者の理由を問わず利用できる一時預かり(ほっとステイ)を開始することで、子育て家庭への支援を強化しました。
- ・おでかけひろばについて、コロナ禍の影響により、令和2年度の利用者数が大幅に減少し、令和3年度は回復傾向となったものの、コロナ禍前の水準には戻っていません。 一方で、令和3年度の相談件数は、以前の水準を上回っており、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、子育てやその環境、子どもの成長に不安を持つ家庭が増えており、ソフト面での支援強化が必要です。

∞教育・保育の質の確保・向上

- •「地域保育ネット(保育施設間のネットワーク)」について、区立保育園が事務局機能を担い、保育施設同士をつなぐ役割を果たすなど、地域での顔の見えるつながりの活動の強化に取り組みました。地域別に全体会やグループ会を開催し、オンラインも活用して情報共有•意見交換を行いました。また、自主学習会については、保育内容等、相互に学び合う場となるよう運営しています。今後は、認可外保育施設にもさらに参加を広げるとともに、このつながりが互いに支え合う関係へと発展するよう、地域保育の強化に向けて支援していきます。
- ・令和3年度から、近隣の区立保育園が認証保育所の「サポーター園」となり、保育内容や保護者対応などの相談を受ける体制を作り、保育施設への支援強化を行いました。
- ・保育の質の維持・向上のため、認可・認可外保育施設への細やかな巡回支援を行っており、コロナ禍ではオンライン巡回を実施しました。令和3年度は、「子どもの人権」についての視点をテーマに巡回訪問を実施し、「子ども中心の保育」が展開されるように相談支援を継続しています。

- ・令和2年(2020年)4月の児童相談所の開設に伴い、認可外保育施設の指導監督権限が都から区へ移管され、これまで実施していた認可保育施設に加え、認可外保育施設についても児童福祉法に基づく立入調査や巡回指導等を行っています。
- ・私立幼稚園の教育の質の確保・向上に向け、適切な子ども・子育て支援の提供が行われるよう、毎年、巡回等による指導検査を行うとともに、乳幼児教育支援センター事業の活用や各種研修等を通じて、幼児理解や学校評価等の取組みを支援しています。

∞子ども・子育てを支える施設・事業に携わる専門人材の確保・育成

・令和2年度から乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会で検討を重ね、令和3年 (2021年)12月に「世田谷区教育・保育実践コンパス」を策定しました。その後、 乳幼児教育支援センターで、実践コンパスの内容を踏まえた区内の公私立幼稚園・保 育所等の教育・保育の関係者を対象として実施する研修を行っています。

重点政策4 緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、 その後の地域生活を支えます。

∞子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所の職員同士が適切に連携を図れるよう、子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図りました。また、子ども家庭支援センターと児童相談所がそれぞれ適切に役割分担できるよう、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いて、リスクに対する視点の共有化を図りました。さらに、子どもを緊急一時保護する必要がある児童虐待相談等に迅速に対応できるよう、令和2年(2020年)4月から、世田谷区児童虐待通告ダイヤルを開設し、児童虐待通告は児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次的方針の判断を行う体制を構築しました。
- 一時保護が必要な子どもの速やかな保護を行い、あたたかい家庭的な雰囲気の中で安心して過ごせるよう、子どもの状況に応じた支援を実施しました。また、区の一時保護所に加え、都や特別区の一時保護所を協定のもとに活用することや里親、児童養護施設等への一時保護委託を行い、子どもの状況に応じた適切な生活環境を提供しました。家庭復帰が望めないと判断される場合には、里親委託や児童養護施設等の入所等の措置を行い、子どもの安定した生活の場の保障に努めました。

∞子どもの権利擁護の取組みの推進

・児童相談所の措置により子どもが施設へ入所する際に、子どもの権利ノートについて 説明しながら渡す等、権利擁護の質の向上を図りました。一時保護所へ入所する際の 初回面接時には、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもの権利が保障され ていることを職員が説明したほか、自身の意見を、第三者委員、人権擁護機関へ相談 をすることができる意見箱の設置、入所している子どもたちによる会議の開催や職員 による子どもの意見を聴く会の実施等、一時保護所内での子どもの権利の保障に取り 組みました。

- ・一時保護所における権利擁護体制として、毎月、一時保護所の第三者委員が保護され た子どもと会い、生活状況の把握や子どもの意見等を聴き、必要に応じて一時保護所 へ伝達し改善を図る等、適切な運営に取り組みました。
- 令和2年度は、一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた外部評価機関による外部評価を実施し、令和3年度は、令和2年度に実施した外部評価の評価項目と同項目について内部評価を実施し、外部評価で指摘された事項に対しての改善を確認するとともに、各項目について改めて評価付けを行いました。

≫家庭養育を優先した社会的養護の推進

・里親の新規開拓及び普及啓発について、区内児童養護施設にフォスタリング業務委託をし、里親制度の普及促進、里親の養育力向上や里親委託を促進する等の業務を実施しました。地域の子育で支援者や、大学などへの制度説明等のほか、おでかけひろばや保育施設などでの里親トレーニングの実施、地域子育で支援コーディネーターと里親の交流、緊急保育による受け入れなど、様々な形で地域の関係機関等との連携による里親子の支援に取り組みました。また、里親カウンセリングや里親家庭の訪問等による相談支援、里子の自立支援などの里親支援機関業務を実施し、受託中の里親の支援を行いました。さらに、里親のスキルアップを目的としたフォローアップ研修では、様々な専門性のあるテーマをとりあげ、安定的な里親養育の支援に取り組みました。

∞地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

・世田谷区の『子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用』(「のりしろ型支援」・「併走支援」)に関する共通手引きに基づき、子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携の下、必要に応じ、問題の解決まで協働して両者が対象児童などに関わり、両機関の持つ機能を有効に組み合わせた支援を行いました。また、児童相談所における家族再統合に向けた取組みとして、児童心理司を中心に個別カウンセリングによる継続的支援を行うとともに、効果が期待できるケースには子どもの心理的課題や親子関係の改善を図るプログラムを行いました。要保護児童支援全区協議会では、子ども家庭支援センターや児童相談所の取組状況についての説明を行ったほか、関係機関からも児童虐待防止対策やDV対策への取組発表を頂き、参加者全体で認識の共有化を図りました。

(2)子ども・子育て支援事業計画(教育・保育事業、地域子ども・子育て 支援事業)の進捗状況・評価

①教育・保育事業

出生数が減少し続けていることで、O~2歳について、「子ども計画(第2期)後期計画」策定時に使用した「平成29年(2017年)人口推計」を下回っていることもあり、3号認定について令和2年度から4年度にかけて実績が需要量見込みを大きく下回っています。

地域別にみると、世田谷地域、北沢地域では、2号認定、3号認定(0歳、1・2歳)ともに、令和2年度から4年度にかけて実績が需要量見込みを大きく下回っています。玉川地域、砧地域では、3号認定(1・2歳)について令和2年度から4年度にかけて実績が需要量見込みを大きく下回っています。烏山地域では、3号認定(0歳、1・2歳)について令和2年度から実績が需要量見込みを下回っており、その差は令和4年度にかけて大きくなっています。

教育・保育事業では、全国一であった保育待機児童の解消に向け、新規施設整備を中心に保育定員を確保してきました。令和2年度の定員拡大量は417人、令和3年度は179人の定員拡大を図りました。保育需要を分析し、保育施設利用意向の高い地域を中心に整備を進めてきた結果、令和2年(2020年)4月に保育待機児童の解消を達成し、令和4年(2022年)まで3年連続で待機児童の解消を継続しています。なお、待機児童解消を受け新規施設整備を停止したことから、計画した定員拡大量までには至りませんでした。

一方で、国の基準にもとづいた保育待機児童は解消しましたが、認可保育園への入園を希望しながら入園できていない世帯も一定数あります。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、区民の働き方にも変化が見られます。これまでの11時間の保育に加え、短時間の保育や一時預かり等の希望にも対応できるよう事業の充実を進めるとともに、区民に対し多様な選択肢を分かりやすく発信していきます。

今後も就学前人口の減少等を踏まえながら、認可保育園を希望しながら入園できない世帯や多様な保育ニーズに対応した施策を進めます。

②地域子ども・子育て支援事業

利用者支援に関する事業は、令和2年度から4年度の確保量は、計画通りの実績となっています。延長保育(時間外保育事業)、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)、ショートステイ事業(子育て短期支援事業)、養育支援訪問事業、病児・病後児保育事業は、令和2年度から4年度の確保量が、需要量見込みを上回っています。特に、ショートステイ事業(子育て短期支援事業)は、実績が需要量見込みの2倍以上となっています。

一時預かり事業(幼稚園による一時預かり、その他の一時預かり)、ファミリー・サポート・センター事業、ひろば事業、乳児期家庭訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、妊婦健診事業は、令和2年度から4年度にかけての確保量が、需要量見込みを下回っています。一時預かり事業(幼稚園による一時預かり、その他の一時預かり)、ファミリー・サポート・センター事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一時的に登園を控える家庭が増加したことや、従事する職員の確保が困難になったこと、

さらにファミリー・サポート・センター事業では、新規利用の停止や公共交通機関の利用を制限する等の感染拡大防止の措置を講じたことで、利用件数が減少したことが、主な要因です。また、ひろば事業では、感染拡大による区全体の事業見直しに伴い、新規整備を一時凍結したことに加えて、緊急事態宣言等に係る施設閉鎖等によりおでかけひろば利用者数も落ち込んだことも要因です。乳児期家庭訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、妊婦健診事業は、妊娠届出数と出生数の減少、コロナ禍での対面による訪問を避ける家庭の増加が要因となっています。

8 子ども・子育て会議による評価・検証及び課題抽出

令和2年度からの「子ども計画(第2期)後期計画」に基づき、多様な取組みが進められています。調整計画の策定にあたり、子ども・子育て会議として、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、計画の進捗状況を踏まえ、以下のとおり、評価・検証及び課題抽出を行いました。

- (1) O歳児は、在宅で子育てしている家庭が多いという現状を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の見直し検討とあわせて、各事業の運用面での検討も必要である。
- (2)子どもの数の現状だけをみて支援や施設を減らすのではなく、「子ども計画(第2期) 後期計画」に掲げる「子ども主体」、子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障 する、という視点で検討しなければならない。
- (3) 妊娠期から支援につながる仕組みや保育園等の地域の子育て施設の充実が図られた一方、コロナ禍で、これまでのように祖父母や友人等の支援を受けたり、気軽に子育て施設や相談の場に足を運びにくい状況が重なり人とのつながりの中での子育てが難しい状況にあることから、日常的に支援につながるための仕掛けが必要である。
- (4)保育待機児童数がOとなっているが、依然として希望する保育施設に入園することができない方や、半径2km以内の保育施設に空きがありながら入園できていない方なども一定数存在する。指数の状況から短時間勤務の方が多いことが想定されるが、このような状況を分析する必要がある。また、コロナ禍において、集団保育での感染を恐れる気持ちと働きたい気持ちの葛藤を抱えている保護者も多い点も、考慮する必要がある。
- (5) コロナ禍の影響もあり、育児休業を取得する家庭が多いため、その育児休業中の家庭が一時保育やおでかけひろばを利用する事例が多く、これまで以上に、在宅子育で支援の重要度が上がっている。

第3章

今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)

●今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)策定にあたって

世田谷区の『子ども・子育て応援都市宣言(平成27年・2015年)』では、独自の視点として、『地域の宝』である子どもたちを『未来の希望』とするだけでなく、『今をきらめく宝』としました。子どもが生まれてくることを祝福し、歓迎する地域とは、子どもの保護者のみならず、子育てをしていなくても、すべての地域の大人が、あたたかく見守る社会です。

23区で初めて制定した『世田谷区子ども条例(平成 13年・2001 年)』により、子どもの権利条約に則して、子どもを権利の主体とし、子どもの権利が尊重され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指してきました。保育待機児童が全国ワースト1位から待機児童数0を実現する過程でも、保育の質の確保を最優先の条件として保育施設等の整備を進めてきました。

世田谷区の子ども・子育て施策は、妊娠・出産・育児から学齢期の児童・生徒、若者に至るまで、全国をリードしてきました。

一方で、日本の少子化は、コロナ禍の3年間で想定を超えるペースで進んでいます。 令和4年・2022年の出生数は80万人を割り込むことも確実となっており、急激な 出生減が、世田谷区にも波及しています。次世代が減少する社会は、経済活動の縮小や 人口維持が前提の社会保障制度の根幹が揺らぎ、活力ある地域社会が大きな打撃を受け ます。

もちろん、結婚や出産、子育では、あくまでも個人の自由な意思に基づくものです。 それでも、経済的負担や周囲の支え、社会的支援がないことを理由に、妊娠や子育で、 第2子以降の出産を希望していても、あきらめる人たちが多いのも事実です。社会的 な障壁を乗りこえて、子育でを希望する誰もが、その願いを実現できるように、社会や 地域が支えることは大切なことです。

子どもや若者、子育て家庭を取り巻く環境に目を向けると、子ども人口の減少の周辺に改善すべき課題が見えています。コロナ禍の影響もあり、地域の見守りや支えあいのコミュニティが希薄化し、乳幼児期の子育て家庭が孤立しがちになっています。公園や街中でも、「子どもが遊ぶ元気な声」があまり聞こえなくなっています。 『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』として、子ども・若者の存在や居場所は、周囲に認められ、尊重されているでしょうか。

出生数の減少に歯止めをかけるために、国や都、区でも、様々な支援策を実施しています。さらに重要なことは、子どもや若者たち一人ひとりが生き生きと楽しく元気に輝いていること、失敗しながらも挑んでいけること、そして、あらゆる地域の大人が子どもや若者を温かい目で見守り応援していることです。個別の支援策にとどまらず、地域社会全体が子どもと若者の応援団になるための政策展開が必要です。

今こそ、身近な基礎自治体としての理念と役割をしっかりと刻み、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、これらの課題を積極的に解決します。

子どもや若者、子育て家庭が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do(ど)真ん中」を実現するため、ここに「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」を定めます。

今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)

出生数の減少による少子高齢社会の進展

少子化が急激に進展しています。我が国の出生数は減少の一途を辿っており、平成28年(2016年)には100万人を切り、令和3年(2021年)の出生数は、81万1,622人となり、過去最少となりました。

深刻なのは、この出生数の減少が長く続くことで、年少人口の減少を招き、生産年齢人口の層を薄くするとともに、75歳以上となる「団塊の世代」を中心に高齢人口の増加が続き、少子高齢社会がますます進展して、持続可能な社会モデルから逸脱していく危険があることです。世田谷区も、少子高齢化が進展し、国と同様の兆候があります。

子ども・子育て支援を充実する施策展開と効果

区の出生数の減少は、すでに子育て世代自体が少子化の影響を受けて漸減していること、晩婚化や晩産化の進行に加えて未婚割合も上昇していること、さらに、区内の住居費などの複合的な要因で推移していくと推測されます。

「子ども・子育て応援都市」としての施策を結集して、子ども・子育て支援を充実していく施策展開と効果により、出生数の減少に歯止めをかけ、子育て世帯の定住や転入につなげます。

妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務

ニーズ調査で、「日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人が誰もいない」と回答した割合が半数に及んでおり、長引くコロナ禍において、妊娠や出産、子育てが、配偶者やパートナーだけで行われている現状が明らかになりました。

この現状を解決するためにも、区・医療・地域が連携して、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える「世田谷版ネウボラ※」をさらに深化させ、すべての子どもと子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところに、地域の人々や子育て支援につながるための場や機会を充実させることが急務です。

妊娠期からの子ども・子育て支援の充実

区民にとって分かりやすく、訪ねやすい身近な拠点をつくり、機能を拡充することが必要です。親子の居場所において、育児相談、妊娠期から出産後の母体ケア、離乳食教室等のプログラムを充実します。さらに、O歳から保育園・幼稚園入園前も含め、在宅で子育てをしている家庭を対象に、産後ケアのサポートから始めて、子ども一人ひとりの成長と発達を支えるための支援を充実します。

子育で家庭が、児童館の子育で支援やおでかけひろば、拠点園を含む区立保育園等を 有効に使えるよう、地域資源につなぐことを目的とした新たな産後ケア事業を含む多機 能拠点を設けることや、区民から分かりやすい仕組みづくりに取り組みます。

グランドビジョンで目指す子ども政策の一体的な展開

92 万都市・世田谷として、持続可能な地域社会を目指し、「子ども・子育て応援都市」にふさわしい妊娠、出産、乳幼児期をシームレスに支える子ども・子育て支援施策を充実します。

年少人口の減少にあわせて、単に支援や施設を縮小していく方策を採らずに、妊娠期から低年齢期を含めたすべての子育て家庭を対象にした子ども・子育て支援施策を拡充することをベースに、支援や施設ごとに分かれていた施策を総合的な視点で組みかえ、一体化する方向をめざします。

※「世田谷版ネウボラ」とは、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるための、区・医療・地域が連携して相談支援する、顔が見えるネットワーク体制です。

(補足) ネウボラとは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味します。フィンランドでは、妊娠期から就学前までかかりつけの専門職(助産師または保健師)により、ワンストップで継続的に母子とその家族の相談・支援が行われています。

かつて、区では、「保育待機児童問題」を抱えながら、地域の各所に多くの保育園整備を手がけていたさなかに、次のように「子ども・子育て応援都市宣言」をしました。

子ども・子育て応援都市宣言

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわ すのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しなが ら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が 楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、 自分のできることと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ 環境をつくります。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を 築きます。ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

平成27年3月3日

世田谷区

生まれてきた子どもを歓迎し、子どもの保護者のみならず、あらゆる「地域の大人」が子どもたちの育ちを見守る地域社会をつくることを目指したものが、この宣言の核となる内容です。

子ども・子育て関連施策全体で子ども・子育てを切れ目なく支える政策を再構築することで、「子ども・子育て応援都市」をバージョンアップします。

(1)子どもの権利保障と子どもを中心とした地域づくり

子どもや若者が、地域社会の中で、多様な活動に主体的に参加して、自分の意見を安心して表明することができるよう意見形成の支援も含めた環境をつくります。子どもや若者が主体的に活動する場や機会の充実を図り、多くの地域の人々に温かく見守られながら、いきいきとのびやかに育ち、社会の一員として尊重される地域社会の実現を目指します。子どもや若者が、地域の人々とつながりあうコミュニティをつくります。

(2)地域や人とのつながりの回復に向けた日常的な見守りネットワークの強化

まちづくりセンターを単位とする地区の「四者連携」(まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会・児童館)を通じて、日常的に子どもや若者、子育て家庭をあたたかく見守り支えるネットワークを緊密にして、子どもや若者を包摂した地域コミュニティを活性化させます。保育園・幼稚園・学校・新 BOP 学童クラブ・児童館・青少年交流センター・子ども家庭支援センター・児童相談所・地域子育て支援コーディネーター・おでかけひろば・民生委員・児童委員(主任児童委員含む)等の施設や機関、地域の子育て団体等の社会資源をつないで、子どもや若者、子育て家庭を支援します。

(3) すべての子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、 人や支援につながるためのサポートの充実(世田谷版ネウボラの深化)

妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、区・医療・地域が連携しながら、相談や子育て支援等に取り組み、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を展開しています。

すべての子育で家庭が、妊娠期から孤立することなく日々の暮らしの身近なところで、 地域の人々や子育で支援につながりながら、安心して暮らせるよう、国の出産・子育で 応援事業や都の事業も十分に活用しながら、妊娠期からの子ども・子育で支援を充実さ せ、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させます。

「ネウボラ・チーム(地区担当保健師、母子保健コーディネーター、子育で応援相談員)」に地域子育で支援コーディネーターを加えて体制強化を図るとともに、妊娠期面接、乳児期家庭訪問、産後ケア等の事業の専門性の維持・向上に取り組みます。

すべての子育て家庭が、日々の暮らしの中で、子どもや子育てのことを気軽に話ができたり、ほっとひと息つくことができるよう、居住地により身近な距離(ベビーカーや子どもが歩いて15分)にある「おでかけひろば」が「まちのおうち機能(実家のようなもう一つの家)」を担うことを目的に、更なる支援(ほっとひと息事業(レスパイト事業))や場の充実を図ります。

在宅で子育てしている〇歳児から2歳児の家庭が多いという現状を踏まえ、低年齢期に焦点をあてた新たな産後ケア事業を含む多機能拠点の整備を検討します。

(4)子ども・子育て支援の基盤整備(教育・保育及び支援の質の向上と機能転換・拡充)

これまでの幼児教育・児童福祉分野の施設を必要な再配置をおこない、教育・保育及び支援の質の確保・向上を前提とした上で、施設・財源ともに、妊娠期から低年齢期を含めたすべての家庭を対象とした子ども・子育て支援に重点的に振り向け、多世代交流を含めた地域や人とのつながりの回復に資する等、包括的に強化します。子ども・子育て関連施策をわかりやすく可視化し、シームレスな仕組みに向上させます。

(5)セーフティネットの強化

児童相談所と子ども家庭支援センターが役割分担のもと協働して子ども支援にあたる「のりしろ型」支援を継続します。地域の子ども・子育てネットワークの中で、児童虐待の兆候をとらえ、早期対応をはかります。子どもの権利を尊重し、保護者支援も丁寧に行っていきます。虐待予防と共に困難な養育環境にある親子の再統合に向けた支援に取り組みます。また、社会的養護が必要となった子どもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親の拡充と支援を強化します。さらに、児童養護施設や里親のもとから自立していく若者支援のための「フェアスタート事業」を拡充します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定の基本的考え方

目指すべき姿と3つの視点

調整計画の策定にあたっては、「子ども計画(第2期)後期計画」の「目指すべき姿」 である「子どもがいきいきわくわく育つまち」、「子ども主体」、子どもを権利の主体とし てその最善の利益を保障することを実現する「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域 の子育でカ」の3つの視点、4つの重点政策を継承します。

世田谷区子ども計画(第2期)後期計画

目指すべき姿「子どもがいきいきわくわく育つまち」

- ■適切な居場所や支援に「つないで」いく人、寄り添って伴走できる人の存在が重要であり、誰が「つなぎ」役となるのか、 「つなぎ」役の専門性の確保や人材育成も含めた施策や取組みを推進する。
- ■「つながっている」ことが切れ目のない支援には必要であり、地域・地区の施設や団体等の資源のネットワークを強 化し、連携・協力して重層的な支援を行う。
- ■地域の中で子どもが大人や親へ成長し、今度は、地域に支えられながら安心して子育てするという「つながり」を 地域の中で生み出す仕掛けに努める。
- ■保護者から支援の担い手になる、という地域内で支援が「つながって」継続できる仕組みづくりに努める。

つなぐ・つながる

「子ども主体」※を実現するための3つの視点

参加と協働

- 子どもが意見を表明する機会の充実を図るととも に、声をあげやすい環境づくりに努め、子ども自 身の主体的な「参加」や参画のもと、様々な施策 や事業において、子どもの声を尊重し、反映して いく仕組みをつくる。
- 区民、保護者、子育で支援者、事業者などと「協 働」して、地域の中で子どもが健やかに育ち、保 護者が安心して子育てを楽しむことができる地域 社会の形成に努める。
- 子どもが関わるあらゆる場において、子どもの権 利が守られ、子どもを主体とした関わりができる よう、地域にとって協働相手となる区が果たすべ き役割を明確に位置付ける。

地域の子育て力

■ 最も身近な地域の中で、周りの大人や若者等に見 守られ、励まされ、支えられながら、子どもが、 やりたいことに挑戦し、持っている力を発揮でき る環境の創出には、地域の子どもや子育てを気に かけ、応援する人を増やし、「地域の子育て力」 を高めていくことが重要。そのために、地域の人 が、地域の子どもに関心とあたたかいまなざしを 持って見守り、一緒に育てるという意識や気運を 醸成するとともに、地域の子どもや子育てを応援 したいと思う人がその役割を果たせるような仕掛 けづくりに努める。

※子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障すること

重点1子どもが地域の中で 自ら生きる力を育むことを 支えます

重点2妊娠期から地域の中 で子育てを楽しめるよう子 育て家庭を支えます

重点3基盤の整備と質の確 保・向上により子どもと子 育て家庭を支えます

重点4緊急対応の着実な運用により 子どもの命と権利を守り、 その後の地域生活を支えます

子ども・子育て施策を機動的、かつ実効性のある形で実施するために、令和7年度からの子ども計画(第3期)につながる施策の展望も見据えて、以下の視点を踏まえ、調整計画を策定しました。なお、策定後も、コロナ禍からの復興の状況により、方向性を見直す必要が生じた場合は、子ども計画(第3期)策定の中で、改めて検討します。

◎子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障するという視点

近年、出生数や未就学児童数が減少していますが、子どもの数の減少にあわせて確保量を減少させるのではなく、子どもが健やかに育つことを支えるための支援や、出産や子育てを希望する方が子どもと楽しみながら子育てできる環境を確保し、「子ども計画(第2期)後期計画」に掲げる「子ども主体」、子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障するという視点で、各事業の必要性や効果を十分に考慮して検討します。

◎すべての子どもや子育て家庭を対象とした支援の充実という視点

「子ども計画(第2期)後期計画」では、すべての子どもが、障害の有無や家庭の経済状況、多文化とのルーツ等によって、守られるべき権利が侵害されることなく、安心して楽しく過ごすことのできる環境が守られることを目指しています。困難な状況にある家庭を必要な支援につなげることも重要ですが、日常的に子育て家庭が、地域の人々や子育て支援につながっていることがより大切であるため、すべての子どもや家庭を対象に、子どもが安心して健康に暮らせることを目的とした施策を充実させます。

◎在宅で子育てする際の支援の強化という視点

○~2歳児は在宅で子育てしている家庭が多いという現状を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保量だけでなく、利用要件の見直し等も検討し、 在宅で子育てする際の育児負担を軽減するための支援を強化します。

◎働き方や子育ての多様化への対応という視点

育児休業の利用の拡大、テレワークの普及等により、働き方や子育ての環境は変化しており、子どもと子育て家庭の状況は、これまで以上に多様化しています。人口推計や世帯の動態、子育で家庭へのニーズ調査や利用者へのヒアリング等をもとに、保護者のライフスタイルや働き方、教育・保育及び地域子ども・子育で支援事業の利用意向の変化を把握・検証し、確保量の見込みを検討します。

◎子どもをまちの中心に、人と人とがつながる地域づくりという視点

(子ども・子育て応援都市のバージョンアップ)

「子ども・子育て応援都市」として、区民、保護者、子育て支援者、事業者等と「協働」して、地域の中で子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てを楽しむことができる地域社会づくりに取り組んできましたが、長引くコロナ禍において、地域の中で子どもが周囲の大人等に見守られながら多様な経験をしながら育つことや、人とのつながりの中で子育ですることが難しい状況にあります。子どもをまちの中心に、人と人とがつながる地域づくりを目指し、地域の子育て力の向上を図るためのネットワークの連携強化を図ります。

2 4つの重点政策の更なる取組み

「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」を踏まえ、「子ども計画(第2期)後期計画」に掲げる4つの重点政策ごとに更なる取組みを進めます。

重点政策 1

子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます

①子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりと地域社会への参加・参画の推進

- ●子どもや若者を対象とした施策の策定や実施、評価にあたり、その対象となる子どもや若者、保護者等の意見を反映したり、フィードバックするための場や機会、手法等を検討し、子ども・若者の参加・参画の取組みを拡充します。
- ●子どもや若者の意見を言いやすい環境づくりや、子どもの意見形成や意見表明を支える大人(ファシリテーターやサポーター)の育成に取り組みます。
- ●地域の中で子どもや若者が主体的に活動する場や機会の充実を図るために、子ども や若者が運営・企画する活動の場や機会を拡充するとともに、その活動を支えます。
- ●日常を過ごす場において、子どもが安心して思っていることを言える環境を整える ために、子どもに関わるすべての大人が、子どもの権利をしっかりと認識し、子ど もの声を受け止め、思いを尊重し、共に考えることができるよう、大人への意識の 醸成のための広報・啓発により一層取り組みます。

②すべての子どもが地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や 居心地よく安心して過ごせる場を身近にもてる環境づくり

- ●子どもを中心とする放課後等の過ごし方について、区や保護者、地域との関わりの中での多様な居場所づくりやつながる仕組みを検討し、子ども自らが、その時々のニーズにあわせて、放課後等の居場所を選び、遊び、成長することができる環境を充実します。
- ●中高生の活動や地域の団体による子ども・子育て支援、学習支援の場の充実のために、児童館の閉館後や休館日の貸出を行う等、効率的・効果的な活用を図ります。
- ●生活困難を抱える子どもが、地域で安心して過ごすことができ、様々な体験や他者 との関わりの中で、自己肯定感を高められるよう成長と家庭の生活の安定に向けた 多様な居場所の確保に努めます。
- ●ヤングケアラーについて、令和4年度調査の結果をもとに、ヤングケアラーの早期 発見と適切な支援へつながる仕組みづくりを進めます。

- ●障害のある子どもや配慮が必要な子どもが、保育施設や幼稚園、新 BOP 学童クラブ等で安心して過ごすことができるようインクルーシブなプログラムや合理的配慮の実施、職員等のスキル向上のための専門職の助言の仕組みづくりに取り組みます。また、障害に対する理解を深めるための取組みを実施し、住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境整備に努めます。
- ●不登校児童・生徒が安心して過ごし、自分らしい進路を探すことのできる「心の居場所」づくりや、不登校児童・生徒の実態に合わせた教育課程を編成した不登校特例校の整備に努めます。

重点政策2 妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう 子育て家庭を支えます

①日々の暮らしの身近なところで、すべての子育て家庭が、人や支援につながるための妊娠期からの子育て支援の充実(世田谷版ネウボラの深化)

妊娠期から就学前までの子育で家庭を切れ目なく支えるために、区・医療・地域が連携しながら、相談や子育で支援等に取り組み、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を展開しています。

すべての子育て家庭が、妊娠期から孤立することなく、地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して暮らせるよう、国の出産・子育て応援事業や都の事業も十分に活用しながら、日々の暮らしの身近なところに、産前産後からの子育て支援を充実させ、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させます。

(ア) 身近なところで地域の人々や子育て支援につながる場づくり

- ●おでかけひろば(児童館の子育てひろばを含む)をより身近な場所(ベビーカーや子どもが歩いて15分)に整備します(令和4年度68か所→令和8年度80か所※)。 ※各地区に児童館整備完了時は88か所(令和16年度)
- ●児童館の「子育で支援館」をすべての児童館に展開し、地区における子育で支援の拠点の役割を担います (令和4年度5か所→令和16年度33か所)。

(イ) 妊娠期を含めた産前産後の支援の充実

- ●総合支所の地区担当保健師、母子保健コーディネーター、子育で応援相談員で構成する「ネウボラ・チーム」に、地域子育で支援コーディネーターを加え、伴走型相談支援を強化します。
- ●国の出産・子育で応援交付金事業を活用した経済的支援として、新たに「ネウボラ面接(妊娠期面接)」を受けた妊婦に出産応援ギフトを、「乳児期家庭訪問事業」を受けた家庭に子育で応援ギフトの給付を開始します。

- ●両親学級における支援の充実として、児童館を活用した地域展開や、妊娠期からの地域資源へのつなぎを強化します。妊娠中の身体の変化や妊娠中の食事と家族の食生活、お口の健康、赤ちゃんの成長、パートナーの役割など、妊娠・出産・育児にかかる必要な知識の習得に加え、カップルで相互理解を含め、協力しながら子育てに取り組むための意識醸成、仲間づくりの機会とします。
- ●「バースデーサポート事業」を開始し、子どもが1歳を迎える時期に、子どもの成長に合わせた情報提供やアンケートを実施し、育児パッケージを配付します。加えて、必要に応じてネウボラ・チームが面接を実施します。
- ●おでかけひろばで「ほっとひと息事業(レスパイト事業)」を実施します。
- ●児童館(子育て支援館)での「ようこそ児童館へ」事業の実施、ピアサポーターによる多胎児支援事業の実施、産前産後のセルフケア事業や講座の拡充、専門職と連携した育児相談を実施します。
- ●保育の質の確保を前提とした上で、区立保育園での健康、発達や食事等についての専門職による育児相談等の実施、体験保育や離乳食、沐浴等の講座を充実するとともに、私立保育園における育児相談等についても推進します。
- ●ネウボラ面接とせたがや子育で利用券の配付による妊娠期からの支援、両親学級の開催(平日・休日、対面・オンライン)、多胎妊婦への妊婦健康診査助成の拡充、乳児期家庭訪問(訪問率目標100%)の実施、乳幼児健診と専門職による育児・栄養(離乳食含む)・歯科相談を着実に実施します。
- ●短期入所型産後ケア事業の拡充と新たな居宅訪問型を実施します。

②妊娠を希望する区民への支援と出産への支援

- ●不妊治療に悩んでいたり、将来子どもを持ちたいと思っている区民へ、専門職(不妊症看護認定看護師等)によるオンライン相談と、妊娠・出産の正しい知識や、将来の妊娠のための健康管理(プレコンセプションケア*)、不妊(男性不妊を含む)の正しい知識等に関する普及啓発事業に取り組みます。
- *プレコンセプションケア・・・プレは「~の前の」、コンセプションは「受精・懐妊」で、プレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味。WHOは、「妊娠前の女性やカップルを対象として、医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義している。
- 現行の第3子出産費助成制度について、対象を第1子に拡大し、すべての出産に対して、児童1人につき一律5万円の出産費助成金の支給を実施します(所得制限なし)。

③一時預かり事業の拡充

- ●保育施設における理由を問わない一時預かり事業を拡充します。
- ●一時預かり事業が、子育て負担を軽減する目的での利用が可能であることの周知、 及び地域社会に向けた子育で支援の必要性に関する啓発に取り組みます。

④地区の見守りネットワークから日常的に支援につながる仕組みづくり

●子ども家庭支援センターや総合支所健康づくり課、地域子育で支援コーディネーター、保育園や幼稚園、おでかけひろば等の子ども関連の機関や施設、福祉の相談窓口(まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会)、地域の団体や人々が、有機的につながれるよう児童館が中核となり、日常的に子どもや子育て家庭をあたたかく見守り支えるネットワークの連携強化を図り、地域や人とのつながりの回復に取り組みます。

⑤子ども・子育て支援に関する分かりやすい情報の発信

●子どもや子育で支援に関する情報を可視化し、区民にわかりやすい情報発信に取り組みます。

重点政策3 基盤の整備と質の確保・向上により 子どもと子育て家庭を支えます

①子ども・子育て支援の基盤整備

(教育・保育及び支援の質の向上と機能転換・拡充による更なる支援の充実)

- ●おでかけひろば(児童館の子育てひろばを含む)をより身近な場所(ベビーカーや子どもが歩いて15分)に整備します(令和4年度68か所→令和8年度80か所※)。※各地区に児童館整備完了時は88か所(令和16年度)(再掲)
- ●地区において子どもにかかる身近な相談や見守りの中核の役割を担うため、児童館を未整備地区に順次開設します(令和4年度25館→令和16年度33館)。
- ●区立保育園は、園児に限らず就学前の子どもの育ちのセーフティネットとしての 役割を果たします。また、計画的に再整備を実施します(令和 4 年度 46 園→令 和 16 年度 39 園)。
- ●区立幼稚園は、インクルーシブな教育・保育を推進する役割を果たします。3歳 児保育を実施します(令和4年度8園→令和10年度以降 各地域に1園)。

- ●乳幼児教育支援センターを中心に、「教育・保育実践コンパス」や「保育の質ガイドライン」を活用しながら、教育・保育の質の確保・向上に向けた取り組みを充実し、子どもたちが、区立や私立を問わず、すべての教育・保育施設で、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。
- ●低年齢期に焦点をあてた産後ケア事業を含む多機能拠点の整備を検討します。

②子育て家庭のニーズに沿った多様な受け皿の確保

- ●子育て家庭が、子どもの育ちやライフスタイルに沿った施設や事業を選択できるよう、多様な受け皿を確保します。
- ●保育施設における理由を問わない一時預かり事業を拡充します。(再掲)

重点政策4 緊急対応の着実な運用により 子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます

①地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

●児童虐待を未然に防止するとともに、深刻化・再発の防止を図るため、子どもの 養育に困難を抱える家庭、一時保護や入所措置から家庭復帰した子どもの家庭が 地域の中で安心して暮らすことができるよう、訪問型などの産後ケア事業の更な る充実や緊急保育などの充実に取り組みます。

②家庭養育を優先した社会的養護の推進

●子どもの安全と最善の利益を最優先していく観点から、代替養育の元で暮らす子どもが、家庭と同様の養育環境で、それが困難な場合はできる限り家庭的環境で養育されるよう、里親養育の支援の充実、児童養護施設の小規模地域分散化を進めるとともに、子どもの最善の利益を最優先し、子どもの意見を尊重していく仕組みの整備に取り組みます。

第5章

需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1 圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを 算出し、確保の内容を記載することとなっており、「子ども計画(第2期)後期計画」 と同様、下記のとおり設定しています。

	年齡	保育の必要性*	認定区分	利用対象施設	圏域		
				保育所			
	0~2歳	保育の必要性あり	3 号認定	認定こども園			
				地域型保育事業	5 地域		
教育・保育事業		保育の必要性あり	2号認定	保育所			
	O F 告	休月の必要性のり	乙 5 部 是	認定こども園			
	3~5歳	保査の必要性な!	1日歌曲	幼稚園			
		保育の必要性なし	1号認定	認定こども園	区全域		
地域子ども・					区主場		
子育て支援事業							

[※]世田谷区では月48時間以上の就労などを要件として保育の必要性があると認定しています。

2 将来人口推計

本計画では、見直しにあたって、令和4年(2022年)7月の世田谷区将来人口推計 (各年1月時点を各年4月時点に置換)を使用し、教育・保育事業、地域子ども・ 子育て支援事業の需要量見込みを算出しています。

「子ども計画(第2期)後期計画」策定時に使用している「平成29年(2017年) 人口推計」では、令和2年度から4年度で推計に比べ実績が下回っている年齢が多く なっています。

■ 平成 29 年(2017 年)の人口推計と令和4年(2022 年)の人口推計 ■

									(人)
		令和2年度			令和3年度			令和4年度	
年齢	H29年 推計	実績	差	H29年 推計	実績	差	H29年 推計	実績	差
0歳	7,455	6,696	△ 759	7,466	6,472	△ 994	7,525	6,460	△ 1,065
1歳	7,552	7,256	△ 296	7,517	6,745	△ 772	7,522	6,362	△ 1,160
2歳	7,485	7,256	△ 229	7,434	7,168	△ 266	7,392	6,596	△ 796
3歳	7,418	7,494	76	7,455	7,192	△ 263	7,396	7,041	△ 355
4歳	7,518	7,663	145	7,322	7,463	141	7,350	7,135	△ 215
5歳	7,480	7,630	150	7,527	7,698	171	7,323	7,402	79
0-2歳	22,492	21,208	△ 1,284	22,417	20,385	△ 2,032	22,439	19,418	△ 3,021
3-5歳	22,416	22,787	371	22,304	22,353	49	22,069	21,578	△ 491
6歳	7,503	7,603	100	7,617	7,663	46	7,672	7,656	△ 16
7歳	7,356	7,316	△ 40	7,626	7,645	19	7,751	7,592	△ 159
8歳	7,445	7,384	△ 61	7,502	7,331	△ 171	7,788	7,611	△ 177
9歳	7,645	7,532	△ 113	7,544	7,441	△ 103	7,612	7,303	△ 309
10歳	7,326	7,214	△ 112	7,743	7,560	△ 183	7,651	7,392	△ 2 59
11歳	7,175	7,166	△ 9	7,454	7,263	△ 191	7,887	7,561	△ 326
6-11歳	44,450	44,215	△ 235	45,486	44,903	△ 583	46,361	45,115	△ 1,246

						(人)
		令和5年度			令和6年度	
年齢	H29年	令和4年	差	H29年	令和4年	差
	推計	推計	左	推計	推計	左
0歳	7,580	6,307	△ 1,273	7,646	6,210	△ 1,436
1歳	7,592	6,390	△ 1,202	7,661	6,277	△ 1,384
2歳	7,404	6,245	△ 1,159	7,481	6,293	△ 1,188
3歳	7,354	6,490	△ 864	7,368	6,155	△ 1,213
4歳	7,303	6,995	△ 308	7,272	6,458	△ 814
5歳	7,354	7,093	△ 261	7,310	6,972	△ 338
0−2歳	22,576	18,942	△ 3,634	22,788	18,780	△ 4,008
3-5歳	22,011	20,578	△ 1,433	21,950	19,585	△ 2,365
6歳	7,457	7,377	△ 80	7,478	7,086	△ 392
7歳	7,801	7,611	△ 190	7,572	7,359	△ 213
8歳	7,904	7,572	△ 332	7,938	7,605	△ 333
9歳	7,894	7,599	△ 295	8,004	7,578	△ 426
10歳	7,713	7,268	△ 445	7,992	7,577	△ 415
11歳	7,783	7,405	△ 378	7,837	7,292	△ 545
6-11歳	46,552	44,832	△ 1,720	46,821	44,497	△ 2,324

3

需要量見込み及び確保の内容と実施時期

調整計画は、これまでの計画を見直し、令和5年度、令和6年度の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みと確保の内容を定めます。

需要量見込みは、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として国の手引きに準拠し、国の定める事業について、ニーズ調査結果を基礎として算出しています。

算出方法は、原則として、ニーズ調査から算出する利用意向率(対象者のうち、当該事業を利用したいと考えている人の割合)に、各年度の令和 4 年(2022 年) 7 月の人口推計を乗じて算出するため、「現在は利用していないが、必要となったら利用したい」といった潜在需要を含みます。令和 4 年(2022 年) 7 月の人口推計が、ほぼすべての年齢で平成 29 年(2017 年) の人口推計を下回っているため、需要量見込みも減少しており、利用実態及び実績を踏まえ、確保量を見直します。

確保の内容は、当該年度中に、どのくらいの数(定員や施設数等)を確保するか、 という年度ごとの目標数値です。教育・保育事業は翌年度4月1日時点の見込み、地 域子ども・子育て支援事業は、原則として年度末の見込みを記載します。なお、表中 のカッコ内には、これまでの計画数値を記載しています。

(1)教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

①幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用(以下、「幼稚園等」という。)によって確保する対象としては、1号認定の方及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望が強い方となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育を希望する子どもがあたります。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもがあたりますが、幼児期の学校教育の希望が強い方は、保育所を利用するのではなく幼稚園等を利用するであろうという考え方から対象としています。

ニーズ調査の結果、確保量が需要量を上回っている一方で、3歳以降も「左記以外(保育の希望が強い方)」の需要が比較的高いことから、幼稚園による一時預かりの拡充をすすめます。また、次期子ども計画以降、区立幼稚園等は、地域の教育・保育の拠点として集約化(8園→5園)を行うとともに、引き続き、配慮を要する児童のニーズに対応するなどインクルーシブな教育・保育の推進に取り組みます。

②保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保する対象としては、原則として、2号認定のうち、前記の幼児期の学校教育の希望が強い方を除いた方と3号認定の方になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもがあたります。

ニーズ調査結果には、保育利用に対する潜在需要が多く含まれていることから、特に 影響の大きい3号認定については、現在保育所等を利用されている方や利用を希望され ている方等の実態を勘案して、需要量見込みを見直します。

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期(全地域)

۲,

												(人)
			令	`和2年	度(実	績)			令和	13年度(実	績)	
			2.		Ē				2=	認定		
		1号 認定	幼児期 学校教 の希望 強し	教育 は	左記 以外	3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	認定	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記	3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
1	 要量見込み	8,129	2,9	946 1	1,341	2,165	8,611	8,089	2,93	1 11,284	2,215	8,567
	②特定教育·保育施設		,907 ,781)		0,689 (0,880)				,958 ,781)	10,849 (11,308)		
	③新制度に移行しない幼稚園		,900 ,165)						.8 65 .165)			
確保	④区外利用—区内利用	(636 (636)						636 636)			
の内	⑤地域型保育事業所				10 (10)	90 (86)	267 (253)			7 (10)	89 (86)	268 (253)
容	⑥認可外保育施設				295 (333)	3 4 7 (397)	1,127 (1,104)			283 (333)	326 (376)	1,001 (1,062)
	⑦確保総計	12	,443	1	0,994	2,024	7,655	12,	459	11,139	2,024	7,689
	⑧前年度比								16	145	0	34

		令和4	1年度(見	込)				令和5年度				ŕ	和6年度		
		2号	認定				2	号認定				2号	認定		
	認定	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	幼児期 学校教 の希望 強い	育 左記 が 以外	3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	認定	幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記以外	3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳
1	8,004	2,901	11,164	2,271	8,552	6,71 4 (7,982)			1,937 (2,326)	7,67 4 (8,606)	6,390 (7,960)	1,762 (2,885)	10,618 (11,105)		7,632 (8,700)
2		958 781)	10,957 (11,639)	1,621 (1,947)	6,476 (7,362)		,781 ,781)	10,980 (11,687)				.781 781)	10,980 (11,735)		
3		8 65 165)					,165) ,165)					965 165)			
4		636 636)					636 (636)					636) 636)			
⑤			7 (10)	89 (86)	274 (253)			7 (10)	89 (86)	269 (253)			7 (10)	89 (86)	269 (253)
6			259 (333)	323 (368)	968 (1,034)			247 (333)	314 (368)	948 (1,034)			247 (333)	308 (368)	9 46 (1,034)
7	12,	459	11,223	2,033	7,718	12	,582	11,234	2,036	7,694	12,	382	11,234	2,030	7,692
8		0	84	9	29		123	11	3	-24	_	200	0	-6	-2

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期(地域別)

				令和	2年度(実績)			令	和3年	度(実績)							
				2号	認定				2	号認定								
			1号 認定	幼児期 の学育の 教望が 強い	左記 以外	3号 認定 0歳	3号 認定 1-2歳	1号 認定	幼の教希望:	校 の が 以タ		3号 認定 1-2歳						
	需要	量見込み	1,921	827	3,231	696	2,488	1,904	8	19 3,2	13 719	2,478						
世田		特定教育-保育施設			2,923	481	1,786			2,9	11 486	1,828						
谷	保の	地域型保育事業所			1	33	98				1 33	98						
地域	の内	認可外保育施設			89	104	349				76 89	267						
^	容	確保総計			3,013	618	2,233			3,0	8 608	2,193						
	需要	量見込み	991	357	1,792	339	1,353	998	35	59 1,8	12 354	1,370						
北	確	特定教育-保育施設			1,433	208	824			1,60	04 237	934						
沢地	保の	地域型保育事業所			1	5	14				0 5	14						
域	の内	認可外保育施設			22	53	195			i	24 50	165						
	容	確保総計			1,456	266	1,033			1,6	28 292	1,113						
	需要	量見込み	2,264	822	2,836	520	2,133	2,320	8	12 2,79	99 522	2,101						
玉	1-12	特定教育-保育施設			2,772	387	1,580			2,7	385	1,587						
川地	保の	地域型保育事業所			3	17	52				1 17	53						
域	内	認可外保育施設			97	104	299			;	0 116	315						
	容	確保総計			2,872	508	1,931			2,8	13 518	1,955						
	需要	量見込み	1,933	590	2,080	326	1,558	1,893	5	77 2,0	19 325	1,533						
砧	確	特定教育-保育施設			2,088	293	1,148			2,0	79 29 1	1,148						
地	保の	地域型保育事業所			4	17	45				3 17	45						
域	内	認可外保育施設			54	63	191			į	59 55	173						
	容	確保総計			2,146	373	1,384			2,1	11 363	1,366						
	需要	量見込み	1,020	350	1,402	284	1,079	974	33	34 1,4	11 295	1,085						
烏	1-1-	特定教育-保育施設			1,473	218	923			1,4	73 210	923						
山地	保の	地域型保育事業所			1	18	58				2 17	58						
域	内内	認可外保育施設			33	23	93			;	34 16	81						
	容	確保総計			1,507	259	1,074			1,50	9 243	1,062						

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期(地域別)

(人) 令和4年度(見込) 令和5年度 令和6年度 2号認定 2号認定 2号認定 幼児期 幼児期 幼児期 1号 3号 1号 3号 3号 1号 3号 3号 3号 の学校 の学校 の学校 認定 認定 認定 認定 認定 認定 認定 認定 認定 左記 左記 左記 教育の 教育の 教育の 1-2歳 0歳 1-2歳 0歳 1-2歳 0歳 以外 以外 以外 希望が 希望が 希望が 強い 強い 強い 1,679 1.887 811 3.179 747 2.479 451 3.202 580 2.207 1.586 426 3.025 572 2.191 2.941 486 1.828 2.941 486 1.828 2.941 486 1.828 33 100 33 100 33 100 255 253 253 68 89 68 86 68 86 3,010 608 2,183 3,010 605 2,181 3,010 605 2,181 1.011 364 1.827 369 1.392 867 253 1.646 308 1.149 843 246 1.599 303 1.130 1,739 1,005 249 255 255 1,712 990 1.739 1,005 O 5 15 0 5 15 0 5 15 165 24 50 24 50 165 24 50 165 1,736 304 1,170 1,763 310 1,185 1,763 310 1,185 2.327 843 2.746 521 2.072 1.842 415 2.890 439 1.798 1.737 391 2,727 432 1,802 2,752 2,748 391 1,573 2,748 391 1,573 385 1,587 17 54 17 54 17 54 313 90 116 315 90 116 315 90 110 1,942 518 1.940 2.843 518 1.956 2.839 524 2.839 1.844 562 2.009 324 1,515 1.442 452 1.992 353 1,447 1.379 433 1.905 349 1,450 2,079 2,079 1,148 2,079 291 1,148 291 291 1,148 3 17 46 3 17 46 17 46 3 55 155 59 173 47 49 47 49 155 1,349 2,141 363 1.367 2,129 357 2.129 357 1,349 1,073 935 321 1.403 310 1,094 884 280 1.426 257 845 266 1,362 252 1.059 1,473 210 923 1,473 210 923 1,473 210 923 17 2 17 59 2 54 2 17 54 13 18 60 18 13 60 18 13 60 1,493 240 1,042 1,493 240 1,037 1,493 240 1,037

(2)地域子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 利用者支援に関する事業

① 事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

・基本型:身近なつどいの場であるおでかけひろばのうち、各地域1か所(5か所)に地域子育で支援コーディネーターを配置し、センター機能を担う1か所を加えた計6か所で実施。

特定型:各総合支所子ども家庭支援課(5か所)に子育で応援相談員を配置して実施。

・母子保健型:平成28年(2016年)7月から各総合支所健康づくり課(5か所) に母子保健コーディネーターを配置して実施。

② 調整計画の確保の内容

利用者支援事業は、地域において、緊密に連携し、ネットワークによる相談支援を実施している。令和5年度以降も現行の事業量(実施体制)を維持しつつ、ネウボラ・チーム(地区担当保健師、母子保健型(母子保健コーディネーター)、特定型(子育で応援相談員))に、基本型(地域子育で支援コーディネーター)を加え、伴走型相談支援の体制を強化します。

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
44 1 770	需要量見込み(ヶ所)	11	11	11	11 (11)	11 (11)
基本型 特定型	確保の内容 (ヶ所)	11 (11)	11 (11)	11 (11)	11 (11)	11 (11)
	前年度比		0	0	0	0
	需要量見込み(ヶ所)	5	5	5	5 (5)	5 (5)
母子 保健型	確保の内容 (ヶ所)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)
	前年度比		0	0	0	0

基本型…主にひろば等で情報提供、助言・相談等に加え、地域連携もあわせて行う事業類型。特定型…主に市区町村の窓口等で保育等に関する情報提供及び相談・助言を行う事業類型。母子保健型…保健師等の専門職が、妊娠期から子育で期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、継続的な支援を行う事業類型。

2) 延長保育(時間外保育事業)

① 事業概要

保育所等において、通常の開所時間(11時間)を超えて保育を行う事業です。

② 調整計画の確保の内容

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みが大幅に減っている点については、コロナ禍の影響が見込まれますが、希望する保護者が延長保育を利用できるように現在の事業量を維持します。(コロナ禍の影響等により、令和2年度、3年度の利用実績は、コロナ以前と比べ、約5~6割程度となっています。)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人)	4,788	4,768	4,745	1,969 (4,754)	1,912 (4,770)
確保の内容 (人)	5,261	5,320	5,559	5,579	
唯体の内台 (人)	(5,196)	(5,466)	(5,736)	(5,776)	(5,816)
前年度比		59	239	20	0

3) 一時預かり事業

① 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かるほっとステイや、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

一時預かり事業は、幼稚園等に通園する児童を対象とした「幼稚園による一時預かり」 と「その他の一時預かり」に分けて需要量見込み及び確保の内容を記載しています。

② 調整計画の確保の内容

i 幼稚園による一時預かり

幼稚園による一時預かりについては、令和6年度の年間延べ 471,418 人という需要量見込みに対し、令和4年度の実績見込みとの差を2年間で解消します。私立幼稚園独自の預かり保育事業や一時預かり事業(幼稚園型)、区独自の預かり事業等の拡充により確保します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人日)	554,088	551,319	545,510	495,320	471,418
而安里元匹(1)				(544,077)	(542,568)
確保の内容 (人日)	387,899	379,855	412,000	441,709	471,418
唯体の内谷 (人口)	(438,119)	(464,231)	(490,343)	(516,455)	(542,568)
前年度比		-8,044	32,145	29,709	29,709

ii その他の一時預かり

「その他の一時預かり」は、ほっとステイと保育所等での一時保育の「一時預かり」と「ファミリー・サポート・センター事業」をあわせて確保することにしており、令和6年度の需要量見込みに対して、保育所等での一時保育の拡充を中心に、確保します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人日)	265,169	264,012	263,458	255,314 (264,736)	249,947 (266,810)
確保の内容 (人日) 一時預かり…①	179,410 (182,960)	189,396 (195,020)	1 95,900 (206,780)	208,820 (218,840)	218,780 (231,800)
前年度比		9,986	6,504	12,920	9,960
確保の内容 (人日)	9,334	14,499	25,000	•	32,360
センター事業…② 前年度比	(34,726)	(37,086) 5,165	(39,446) 10,501	(41,806) 5,000	(44,166) 2,360
確保総計(①+②)	188,744 (217,686)	203,895 (232,106)	220,900 (246,226)	238,820 (260,646)	251,140 (275,966)

4) ファミリー・サポート・センター事業〔就学児〕(子育て援助活動支援事業)

① 事業概要

子育てのサポートを受けたい方(利用会員)と援助協力が可能な方(援助会員)の相 互援助を行う仕組みに関する連絡・調整を実施する事業です。

② 調整計画の確保の内容

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みは、潜在需要を含んでおり、令和2年度、3年度の利用実績は、利用会員登録者のうち月利用者の割合が1割程度であることから、利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人日)	43,735	44,708	45,585	37,766	37,200
而安里光处(八口)				(45,687)	(45,769)
確保の内容 (人日)	1,963	3,257	3,940	8,654	13,367
唯体の内合(入口)	(13,294)	(14,081)	(14,868)	(15,655)	(16,442)
前年度比		1,294	683	4,714	4,713

5) 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)

事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や 長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。区では、 小学校内での放課後の自由な遊び場であるBOP事業と一体的に運営を行っています。

② 調整計画の確保の内容

低学年(1~3年生)については、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行っています。今後も、民間事業者の誘致も含め、各年度の需要量見込みに対応していきます。

高学年(4年生以上)については、BOP、児童館で、児童の成長にあわせ継続して ゆるやかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、 大人の目が入った見守りを展開することを通じて対応をしています。 また、配慮が必要 な児童に対しては、学童クラブ事業を6年生まで実施します。

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見	込み(人) 合計	8,683	8,864	9,022	9,264	9,058
	1年生	2,742	2,784	2,804	3,163	3,039
	2年生	2,569	2,663	2,706	2,961	2,863
	3年生	1,786	1,799	1,868	2,133	2,142
	低学年	7,097	7,246	7,378	8,257	8,044
	似于牛				(7,345)	(7,281)
	4年生	702	692	699	650	649
	5年生	467	493	487	255	265
	6年生	417	433	458	102	100
	高学年	1,586	1,618	1,644	1,007	1,014
確保の内	容(人)	7,861	8,323	8,400	8,257	8,044
低学年		(7,097)	(7,246)	(7,378)	(7,345)	(7,281)
前年度比			462	77	-143	-213

6)ショートステイ事業(子育て短期支援事業)

① 事業概要

赤ちゃん・子どものショートステイは、保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難となった場合に、O歳から 12 歳の子どもを対象に、児童養護施設1か所、乳児院2か所で短期間養育する事業です。平成 30 年度からは、要支援家庭を対象としたショートステイを実施しており、保護者の強い育児疲れ等により、虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合に、1歳から中学生以下の子どもを上記の児童養護施設で短期間養育しながら、生活指導や発達・行動の観察、保護者への支援をしています。今後は、子どものショートステイの受け皿の拡大及び、児童養護施設から遠い地域の家庭や家庭的な環境での預かりが適する家庭の利用促進のために一般家庭宅でのショートステイ委託を進めます。

② 調整計画の確保の内容

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、令和4年度の実績を踏まえた事業量を確保します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人日)	1,421	1,592	1,782	1,169 (1,996)	1,240 (2,236)
確保の内容 (人日)	3,285	3,650	3,669	3,765	
HE IN COLUMN	(3,477)	(4,303)	(4,399)	(4,495)	(4,495)
前年度比		365	19	96	96

7)養育支援訪問事業

① 事業概要

区では、養育支援等ホームヘルパー訪問事業として実施しており、子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防及び当該世帯の自立を支援する事業です。また、産前産後の体調不良や育児能力の低下等により一時的に生活支援を必要とする家庭がその時期を乗り切り、養育困難家庭に陥らないようにするため、令和元年度よりさんさんプラスサポートを実施しています。

② 調整計画の確保の内容

利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(件)	261	271	282	294 (294)	306 (306)
確保の内容(件)	361	318	320	294	306
唯体のアッセベー	(261)	(271)	(282)	(294)	(306)
前年度比		-43	2	-26	12
確保の内容 委託事業者数	28 (28)	29 (29)	29 (29)	29 (29)	29 (29)
前年度比		1	0	0	0

8) ひろば事業(地域子育て支援拠点事業)

① 事業概要

子育で中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる場で、子育で相談や子育で情報の提供を通して、子育でに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育で支援機能の充実を図る事業です。区では、児童館や子育でステーション、おでかけひろばなどで事業を実施しています。

② 調整計画の確保の内容

「ベビーカーや子どもが歩いていける距離(15分)」の面的整備を目指し、今後は、 未整備地区に新規整備することを想定することから、次期子ども計画の期間を含めて 80か所程度を確保します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
表面是目 为 7.7.1 口\%1	450,580	449,077	449,518	413,210	428,210
需要量見込み(人日) ^{※1}				(452,262)	(456,509)
需要量見込み(ヶ所)	78	78	78	71	74
而安里龙丛《八八川》				(79)	(80)
 確保の内容 (人日)	393,210	398,210	398,210	413,210	428,210
唯体以内 (人口)	(398,210)	(413,210)	(428,210)	(443,210)	(458,210)
前年度比		5,000	0	15,000	15,000
確保の内容 (ヶ所) ^{※2}	67	68	68	71	74
唯体の内合 (7月)	(68)	(71)	(74)	(77)	(80)
前年度比		1	0	3	3

^{※1} 二一ズ調査(利用意向調査)に基づき、必要とされる年間延べ利用人数を記載することとされています。

9) 病児・病後児保育事業

① 事業概要

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。

② 調整計画の確保の内容

需要量見込みの伸びを勘案し、現在の事業量(施設数と定員数)を維持します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人日)	20,128	22,360	24,800	25,222	25,233
而安里元四07(八口)				(26,390)	(28,022)
確保の内容 (人日)	23,100	24,900	26,100	26,100	26,100
唯体の内谷(入口)	(24,000)	(26,100)	(26,100)	(26,400)	(28,500)
前年度比		1,800	1,200	0	0

^{※2} 需要量見込みを満たす箇所数を記載することとされています。

10) 乳児期家庭訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

① 事業概要

生後4か月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師または乳児期家庭訪問指導員(助産師等)が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。

② 調整計画の確保の内容

訪問率 100%を目指し、令和 4 年度の実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員あわせて 59 人の体制を維持します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
電子 見りなくし)	7,317	7,328	7,386	6,542	6,441
需要量見込み(人)				(7,440)	(7,505)
確保の内容(人)	6,153	6,426	6,701	6,542	6,441
	(7,317)	(7,328)	(7,386)	(7,440)	(7,505)
前年度比		273	275	-159	-101
確保の内容	41	41	54	54	54
委託訪問指導員	(41)	(41)	(41)	(41)	(41)
前年度比		0	13	0	0
確保の内容	5	5	5	5	5
嘱託訪問員	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
前年度比		0	0	0	0

11) 妊婦健診事業

① 事業概要

妊婦に対して実施する妊婦健康診査の14回分の費用の一部を負担する事業です。

② 調整計画の確保の内容

現在の都内契約医療機関で実施する体制により、充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度	令和6年度
需要量見込み(人)	7,518	7,018	7,005	6,839 (7,896)	·
確保の内容	実施場所:都内契約医療機関			>	



(1)世田谷区子ども・子育て会議による検討

子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、学識 経験者、区民等にご意見を伺うため、区長の附属機関である「世田谷区子ども・子育て会議」 で、検討いただきました。

年度		開催日	主な議題
令和3年度	第3回	11月12日	・子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の設置について
3年	第4回	2月7日	・子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討状況について
度	货4 凹	27/10	(見直しにあたっての考え方・二一ズ調査)
	第1回	6月1日	・子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会の検討状況について
۵	新 「凹	0710	(調整計画の全体構成と調整計画の策定にあたっての視点)
令和4年度	第2回	7月22日	・子ども・子育て支援事業計画調整計画の素案について
年	第3回	11月8日	・子ども・子育て支援事業計画調整計画の案について
及	笠4同	2 日 14 日	・子ども・子育て支援事業計画調整計画(案)及び令和5年度の具体
	第4回	2月14日	的な取組みについて

(2) 子ども・子育て支援事業計画見直し検討部会による検討

児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見を「子ども・ 子育て支援事業計画」の見直し内容に反映させるため、「子ども・子育て支援事業計画見 直し検討部会」を設置し、検討いただきました。

年度		開催日	主な議題
			・子ども・子育て支援事業計画及び見直しの考え方について
	第1回	12月23日	・世田谷区の現状及び施策の進捗について
令			・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
令和3年度	第2回	1月20日	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
度			・子ども・子育て支援事業計画調整計画の全体構成
	第3回	3月30日	・子どもと子育て家庭を取り巻く状況と調整計画の策定にあたって
			の考え方

			・調整計画の策定にあたっての視点
	第4回	6月20日	・今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)と次期子ども計画
令和			(第3期)に向けた施策の方向性
令和4年度	第5回	7 8 11 0	・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果(速報値)
度	歩り凹	7月11日	・調整計画の需要量見込み及び確保の内容と実施時期
	is I	10 8 2 5	・子ども・子育て支援事業計画調整計画の素案について
	第6回	10月3日	・ニーズ調査のクロス集計結果

(3) 区民・保護者・子育て支援者・事業者との意見交換等

① 区民版子ども・子育て会議における意見交換

調整計画の策定にあたり、子育て活動の支援団体が中心となって地域で子育て支援を行っている区民や活動団体、子育て中の区民に呼びかけて平成26年度より開催しているものです。毎回テーマを設定し、ワークショップ形式での意見交換を行っており、調整計画策定に際しても幅広くご意見をいただき、計画策定の参考としました。

年度		開催日	テーマ
今和	第2回	9月6日	・子育ての「今」をニーズ調査結果からどう読み解く?
和4年度	第3回	12月9日	・伴走型支援ってどんなこと? 行政と地域が一緒になってできること

② ティーンエイジ会議で出された意見

調整計画の策定にあたり、当事者である子ども・若者の声を聴くために、下記のとおり 「ティーンエイジ会議」を開催しました。

	ティーンエイジ会議 概要		
日時	令和4年10月23日(日) 11 時~16 時		
会場 池之上青少年交流センター(音楽室)			
参加対象者	区内在住・在学・在勤の小学4年生~18 歳の子ども・若者(12 名参加)		
内容	ワークショップ		
	なんでやねんすごろくをつくってみよう		
主な意見	・自分のことは自分で決めたい。もっと意見を聞いてほしい。		
工体思光	・否定したり他の人と比べたりせずに自由にやりたいことをやらせてほしい。		

③ シンポジウムで出された意見

調整計画の策定にあたり、当事者である子ども・若者の声を聴き、子どもの権利に 関する理解を深めるために、下記のとおり「シンポジウム」を開催しました。

	シンポジウム 概要
日時	令和4年11月5日(土) 13 時~16 時 15 分
会場	北沢タウンホール
参加対象者	区内外在住問わず(110 名程度参加)
	第1部 基調講演「子どもの権利を具体化する世田谷区の挑戦
	第2部 子どもの権利に関する活動報告
内容	(1)子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」について
	(2)「子どもの権利について考えるティーンエイジ会議」について
	第3部 子ども・若者と考えるパネルディスカッション
	・何でも受け止めてもらえる居場所があると安心できる。そんな居場所を子ど
主な意見	も・若者の意見も取り入れながらつくりあげるべき。
	・地域社会の中で育てられ、地域社会の中で育てていくという循環ができるこ
	とが望ましい。

(4)アンケート調査

	調査対象	調査方法	実施時期	回答率(数)
「子ども・子育 て支援事業計 画」ニーズ調査	世田谷区に居住する0~11 歳の児童の保護者各年齢 1,000人ずつ 計 12,000人	郵送配布、 郵送・インタ ーネット回 収	令和 4 年 5 月 9 日~ 5 月 23 日	就学前児童 52.3% 就学児童 55.0%
ひろば事業利 用者への一時 預かり・一時保 育の利用意向 に関するピアリ ング調査	各おでかけひろば(9か所)の 利用者で、お子さんの年齢が 0~3歳未満の保護者 計 76 人	各ひろば職 員による聞 き取り調査	令和 4 年 5 月中旬~ 5 月 31 日	

世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画 (令和5年度~令和6年度)

令和 5 年 3月発行 世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話 03-5432-2528

FAX 03-5432-3016

広報印刷物登録番 2136

世田谷区